

吸収合併に係る事前開示書類

2025年6月23日

LINEヤフー株式会社

Zフィナンシャル株式会社

2025年6月23日

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINEヤフー株式会社
代表取締役社長 出澤 剛

東京都千代田区紀尾井町1番3号
Zフィナンシャル株式会社
代表取締役 小笠原 真吾

LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」といいます。）及びZフィナンシャル株式会社（以下「Zフィナンシャル」といいます。）は、2025年5月30日付で吸収合併契約書を締結し、LINEヤフーを吸収合併存続会社、Zフィナンシャルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を、2025年8月1日を効力発生日として行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定めの相当性に関する事項

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。Zフィナンシャルは、LINEヤフーの完全子会社であり、LINEヤフーがその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、LINEヤフー及びZフィナンシャルは、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、Zフィナンシャルの株主はLINEヤフーのみであり、Zフィナンシャルに少数株主は存在しないため、Zフィナンシャルの少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社との間の会社分割

LINEヤフーは、2025年4月1日付で、LINEヤフーを吸収分割会社、LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社を吸収分割承継会社として、LINEヤフーが営むカスタマーサービス及びそのオペレーションに関して有する権利義務を吸収分割契約の定める範囲においてLINEヤフーコミュニケーションズ株式会社に承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとしています。

② LINE Pay株式会社との間の会社分割

LINEヤフーは、2025年4月1日付で、LINE Pay株式会社を吸収分割会社、LINEヤフーを吸収分割承継会社として、LINE Pay株式会社が営む公的個人認証サービス（JPKI）事業に関して有する権利義務を吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。なお、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとしています。

③ LINE Bank Taiwan Limitedに対する増資

LINEヤフーは、2025年6月17日付で、LINEヤフーの連結子会社であるLINE Financial Corporation及びLINE Financial Taiwan Limitedを通じて、LINEヤフーの持分法適用関連会社であるLINE Bank Taiwan Limitedに対して27億4,500万台湾ドルを追加出資いたしました。当該追加出資により、2025年6月30日付で、LINE Bank Taiwan Limitedは当社の連結子会社及び特定子会社に該当します。

④ LINEヤフーによる自己株式の取得

LINEヤフーは、以下の要領により、自己株式を対象とした公開買付けを実施し、決済は2025年6月30日に開始します。

- ・ 取得した株式の種類：普通株式
- ・ 取得した株式の総数：218,064,491株
- ・ 株式の取得価額の総額：金116,228,373,703円（1株につき、金533円）
- ・ 取得した期間：2025年5月8日から2025年6月4日まで

⑤ 自己株式の消却

LINEヤフーは、2025年5月7日開催の取締役会決議に基づき、会社法第178条の規定に基づき、以下の要領により、自己株式を消却する予定です。

- ・ 消却する株式の種類：普通株式
- ・ 消却する株式の総数：213,264,491株
- ・ 消却予定日：2025年7月1日

⑥ BEENOS株式会社に対する公開買付け

LINEヤフーは、2025年3月24日から2025年5月7日まで、BEENOS株式会社の普通株式及び新株予約権に対して公開買付けを実施し、応募されたBEENOS株式会社の普通株式及び新株予約権の全部（株式に換算した応募数：11,335,722株）の買付け等を行いました。

⑦ 期末配当

LINEヤフーは、2025年6月5日を効力発生日として、LINEヤフーの普通株式1株につき金7円（総額50,075百万円）の剰余金の配当を行いました。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙3に記載のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① PayPay株式会社に対するPayPay銀行株式会社の株式の売却

Zフィナンシャルは、2024年12月17日付で、関係当局の許認可等が得られることを前提として、Zフィナンシャルが保有するPayPay銀行株式会社の株式（普通株式354,000株及びA種優先株式883,000株）をPayPay株式会社に譲渡することを決定いたしました。PayPay株式会社が2025年3月に関係当局の許認可等を取得したため、Zフィナンシャルは、2025年4月11日に当該譲渡を実行しました。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

LINEヤフーの2025年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ3,786,349百万円及び1,585,535百万円です。

Zフィナンシャルの2025年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ132,562百万円及び113百万円です。

LINEヤフー及びZフィナンシャルのいずれにおいても、上記の各日から本書面作成日現在に至るまで、上記5(3)及び6(3)で記載した事項以外にそれぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日に至るまで、それぞれの資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記5(3)及び6(3)で記載した事項を考慮しても、LINEヤフーにおいては、本合併の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本合併の効力発生日以後において、LINEヤフーが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後におけるLINEヤフーの債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以 上

別紙1（吸収合併契約書）

（添付のとおり）

吸収合併契約書

LINE ヤフー株式会社（以下「甲」という。）及び Z フィナンシャル株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 5 月 30 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

（商号） LINE ヤフー株式会社

（住所） 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

（商号） Z フィナンシャル株式会社

（住所） 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

第3条 （本合併に際して交付する金銭等及び割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条 （甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条 （効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 8 月 1 日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 （株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本合併を行う。

但し、同法第 796 条第 3 項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約

の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会の決議を求める。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第 7 条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議の上、実行するものとする。

第 8 条 （本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条 （本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 10 条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

第 11 条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

以上、甲及び乙は、本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025 年 5 月 30 日

甲：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE ヤフー株式会社
代表取締役 出澤 剛

乙：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
Z フィナンシャル株式会社
代表取締役 小笠原 真吾

別紙2（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

第 30 期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

事業報告

LINE ヤフー株式会社

1 当社グループの現況

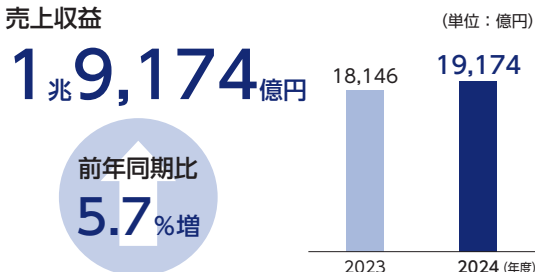
1. 当連結会計年度の事業の概況

① 連結経営成績の概況 (2024年4月～2025年3月)

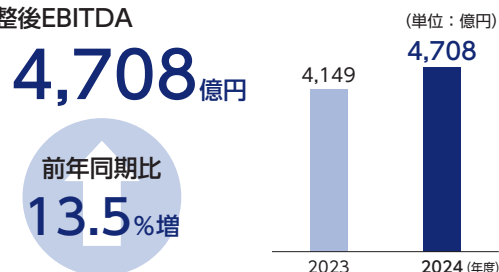
トピックス

売上収益は1.91兆円（前年同期比5.7%増）、調整後EBITDA（注1～3）は4,708億円（前年同期比13.5%増）となり、ともに5期連続で過去最高を更新。

売上収益



調整後EBITDA

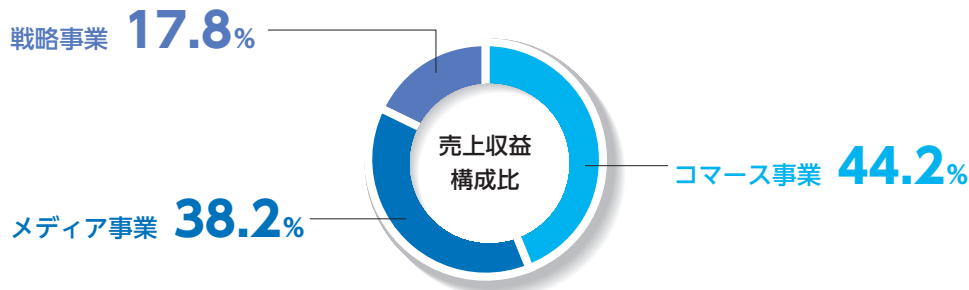


当連結会計年度の売上収益は、PayPay(株)とPayPayカード(株)を含むPayPay連結の成長に伴う戦略事業の増収、主にアカウント広告の成長に伴うメディア事業の増収、ZOZOグループおよびアスクルグループを中心としたコマース事業全体の増収により、過去最高となる1兆9,174億円（前年同期比5.7%増）となりました。

当連結会計年度の調整後EBITDAは、販促費やセキュリティ対策費用等の増加があったものの、上記増収により、過去最高となる4,708億円（前年同期比13.5%増）となりました。

- (注) 1. 調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費及び償却費±EBITDA調整項目
2. 減価償却費及び償却費：減価償却費、使用権資産減価償却費等
3. EBITDA調整項目：営業収益・費用のうち、非経常かつ非現金の取引損益等(固定資産除却損、減損損失、株式報酬費用、企業結合に伴う再測定益、その他現金の流出が未確定な取引(一時的な引当金等)等)。また、一部のファンドの保有株式の売却損益

② セグメントの業績概況（2024年4月～2025年3月）



セグメント別の売上収益・調整後EBITDA

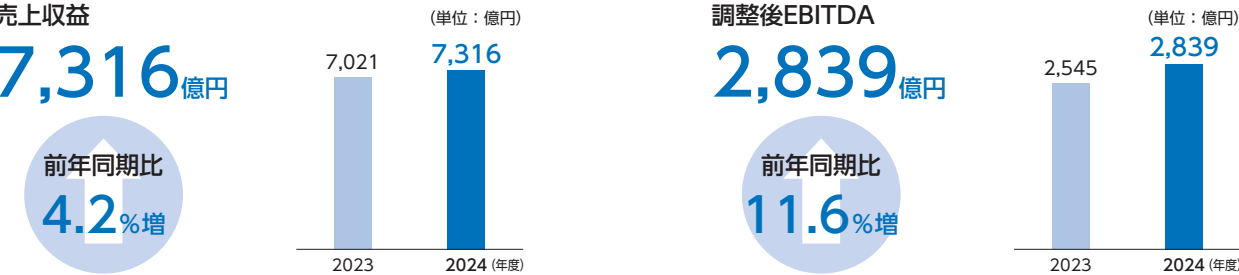
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減（額）	増減（率）
メディア事業				
売上収益	7,021億円	7,316億円	294億円増	4.2% 増
調整後EBITDA	2,545億円	2,839億円	294億円増	11.6% 増
コマース事業				
売上収益	8,270億円	8,483億円	212億円増	2.6% 増
調整後EBITDA	1,432億円	1,484億円	51億円増	3.6% 増
戦略事業				
売上収益	2,899億円	3,412億円	512億円増	17.7% 増
調整後EBITDA	115億円	515億円	399億円増	347.3% 増
その他				
売上収益	80億円	91億円	10億円増	13.3% 増
調整後EBITDA	△3億円	26億円	30億円増	—
調整額				
売上収益	△126億円	△128億円	—	—
調整後EBITDA	59億円	△157億円	—	—
合計				
売上収益	1兆8,146億円	1兆9,174億円	1,028億円増	5.7% 増
調整後EBITDA	4,149億円	4,708億円	559億円増	13.5% 増

(注) 1. 2025年3月期より、メディア事業に区分されていた「一休.comレストラン」、および「PayPayグルメ」のサービスをコマース事業に移管しています。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しています。

2. 調整額は、セグメント間取引および報告セグメントに帰属しない全社費用です。

2. 主要な事業内容

メディア事業



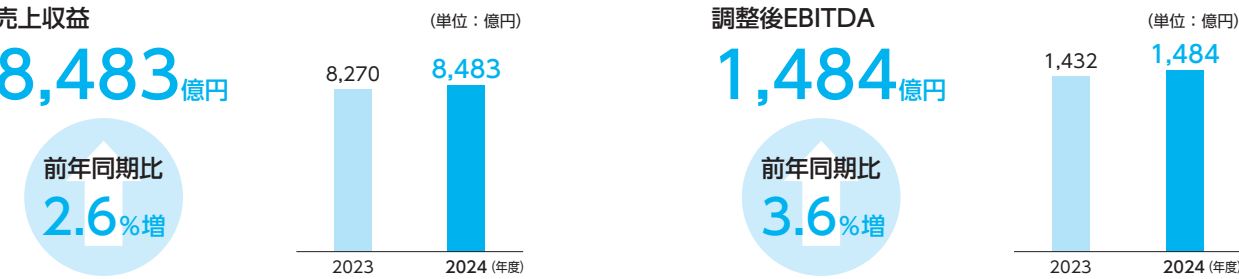
メディア事業の売上収益は、アカウント広告の増収等により7,316億円(前年同期比4.2%増)となりました。また、調整後EBITDAは2,839億円(前年同期比11.6%増)となりました。なお、メディア事業の売上収益が全売上収益に占める割合は38.2%となりました。

- ・アカウント広告：「LINE公式アカウント」における、有償アカウント数の増加や従量課金の拡大に伴い、売上収益は前年同期比18.9%増となりました。
- ・検索広告：パートナーサイト面では減収となったものの、LINEヤフー面の増収により、売上収益は前年同期比0.8%増となりました。
- ・ディスプレイ広告：市場全体としては緩やかな成長が続いているものの、前年同期比で減収となりました。

主なサービス・商品

検索広告		Yahoo!広告「検索広告」
アカウント広告		「LINE公式アカウント」、「LINEプロモーションスタンプ」、「LINEで応募」、「LINEチラシ」、その他
ディスプレイ広告	運用型広告	Yahoo!広告「ディスプレイ広告」(運用型)、「LINE VOOM」、「LINE NEWS」、「トークリスト」、「Talk Head View」、「Talk Head View Custom」、その他
	予約型広告	Yahoo!広告「ディスプレイ広告」(予約型) 等
	その他LINE広告	「LINEバイト」、その他
その他		「LINEスタンプ」、「LINE GAME」、「LINE占い」、「LINE MUSIC」、「LINEマンガ」、「LINE Search」、「LYPプレミアム」、「febookjapan」、不動産関連、「Yahoo!メール」、その他

コマース事業



コマース事業の売上収益は、ZOZOグループおよびアスクルグループにおける増収に加え、サービスEC事業を中心とした各EC事業の成長に伴い、前年同期比で増加しました。

eコマース取扱高(注1)は、4兆3,766億円(前年同期比4.3%増)となり、うち国内物販系取扱高は、3兆1,206億円(前年同期比2.7%増)となりました。

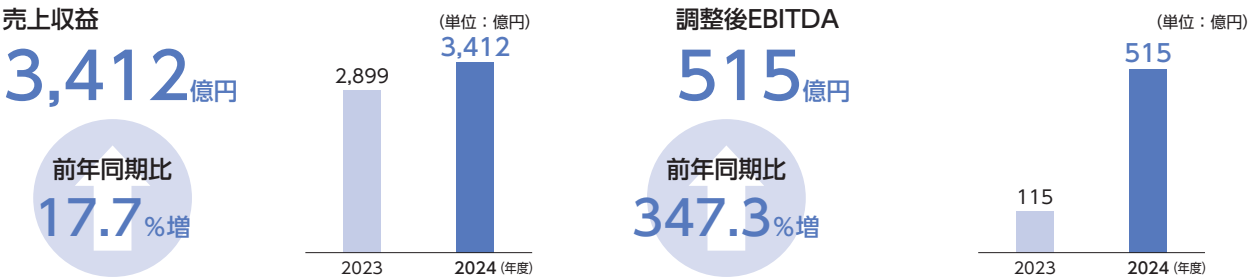
以上の結果、当連結会計年度におけるコマース事業の売上収益は、8,483億円(前年同期比2.6%増)となりました。また、調整後EBITDAは上記増収やコスト最適化により、1,484億円(前年同期比3.6%増)となりました。なお、コマース事業の売上収益が全売上収益に占める割合は44.2%となりました。

主なサービス・商品

LINEヤフー	ショッピング事業	「Yahoo!ショッピング」、[LINEブランドカタログ] (注2)、[LINE FRIENDS]、[LINEギフト]、[MySmartStore] (注3)、[Yahoo!クイックマート] (注4)、[Yahoo!マートbyASKUL] (注5)、[LIVEBUY] (注6)、海外EC(「LINE SHOPPING(台湾・タイ)」、[GIFTSHOP]、[MyShop]、その他)
	リユース事業	「Yahoo!オークション」、[Yahoo!フリマ]
	サービスEC事業	「Yahoo!トラベル」、[一休.com]、[LINEトラベル (台湾)]、その他
	その他	その他
ZOZO、アスクル	ZOZO	[ZOZOTOWN]、[ZOZOUSER]、その他
	アスクル	アスクル BtoB事業(「ASKUL」、[SOLOEL ARENA]、[APMRO]、[FEEDデンタル]、その他)、[LOHACO]、[チャーム]、その他
	その他 (注7)	[バリューコマース アフィリエイト]、[バリューポイントクラブ]、[ストアーズ・アールエイト]、[ストアマッチ]、[ピースペース]、その他

(注) 1. eコマース取扱高は、コマース事業の「主なサービス・商品」に掲載している「LINEヤフー」内の「ショッピング事業」、「リユース事業」、「サービスEC事業」および「ZOZO」、「アスクル」内の「ZOZO」、「アスクル」ならびにメディア事業の「主なサービス・商品」に掲載している「その他」の有料デジタルコンテンツ等における取扱高の合算値です。
2. 「LINEショッピング」は2024年8月20日に「LINEブランドカタログ」にサービス名称を変更しました。
3. 「MySmartStore」は2024年7月31日にサービスを終了しました。
4. 2024年8月13日に「Yahoo!クイックマート」のサービスを開始しました。
5. 「Yahoo!マートby ASKUL」は2024年8月31日にサービスを終了しました。
6. 「LIVEBUY」は2024年7月31日にサービスを終了しました。
7. バリューコマース㈱は2024年5月2日に当社の持分法適用関連会社へ移行したことから、以降、バリューコマース㈱のサービスを含みません。

戦略事業



戦略事業の売上収益は、PayPay(株)とPayPayカード(株)を含むPayPay連結、その他金融売上収益、PayPay銀行(株)等の成長により、前年同相比で増加しました。

PayPay連結取扱高は、15.4兆円(注1、2)(前年同相比23.4%増(注3))となり、順調に拡大しています。また、PayPay銀行(株)の貸出金残高は9,358億円(前年同相比28.3%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における戦略事業の売上収益は、3,412億円(前年同相比17.7%増)となりました。また、上記増収により、戦略事業の調整後EBITDAは515億円(前年同相比347.3%増)となりました。なお、戦略事業の売上収益が全売上収益に占める割合は17.8%となりました。

主なサービス・商品

Fintech	PayPay連結	PayPay、PayPayカード、クレジットエンジン・グループ(注4)
	PayPay銀行	—
	その他金融	PayPayアセットマネジメント(注5)、「PayPayほけん」、「LINE Pay」(注6)、「LINEスコア」、「LINEポケットマネー」、「LINE BITMAX」、「LINE FX」、「DOSI」、その他
その他		その他

(注) 1. ユーザー間での「PayPay残高」の「送る・受け取る」機能の利用は含まない。「Alipay」、「LINE Pay」等を経由した決済および「PayPayクレジット(旧あと払い)」による決済を含む。PayPayカード(株)の決済取扱高をPayPay(株)の決済取扱高と合算し、PayPay(株)とPayPayカード(株)の内部取引を消去

2. 値は10億円単位で端数切り捨ての上、1,000億円単位で四捨五入

3. PayPayカード(株)の取扱高を含む連結取扱高の増減率

4. 2025年4月1日付でクレジットエンジン(株)に社名変更しました。

5. 「PayPayアセットマネジメント」は2025年9月末を目途に終了予定です。

6. 日本における「LINE Pay」は2025年4月30日にサービスを終了しました。

2024年度の 主な取り組み

5月

LINEスタンプの新機能、「スタンプアレンジ機能」の本格提供を開始



8月

出前館と生鮮食品や日用品などを最速30分で届ける「Yahoo!ウィックマート」の提供を開始



11月

国内初の給与デジタル払い対応サービス「PayPay給与受取」をソフトバンクグループ各社以外の従業員にも提供開始



12月

スマホですべて完結する「Yahoo!ふるさと納税」の提供を開始



2月

2025年3月期の増配方針を公表（配当予想を上方修正）

2024

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

2025

1月

2月

3月

7月

Yahoo! JAPANアプリの下部ナビゲーションをリニューアル「トレンド」、「アシスト」、「フォロー」を新設



9月

「Yahoo!ニュース」、コメント欄のさらなる健全化を目指しAIが表現の見直しを提案する「コメント添削モデル」の導入を開始



12月

子会社のLINE Pay台湾、台湾証券取引所に上場



12月

連結子会社のdelyが東証グロース市場に新規株式上場

3月

BEENOS株式会社に対する公開買付けの開始

2月

PayPay銀行「LINE支店」をオープン



3. 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況の推移

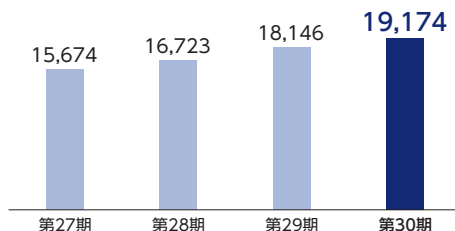
	第27期 2022年3月期	第28期 2023年3月期	第29期 2024年3月期	第30期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上収益 (百万円)	1,567,421	1,672,377	1,814,663	1,917,478
営業利益 (百万円)	189,503	314,533	208,191	315,033
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	77,316	178,868	113,199	153,465
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	10.20	23.87	15.10	21.00
資産合計 (百万円)	7,110,386	8,588,722	9,043,969	9,158,346
資本合計 (百万円)	2,982,197	3,317,900	3,446,985	3,418,915

(注) 1. 当社の連結計算書類は国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しています。

2. 基本的 1 株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しています。

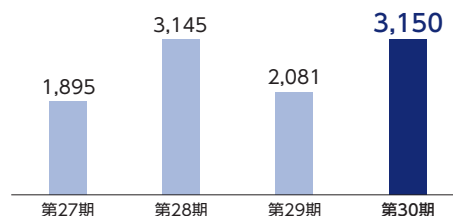
売上収益（連結）

（単位：億円）



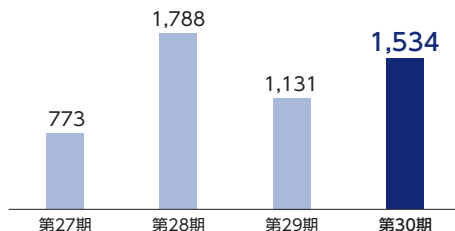
営業利益（連結）

（単位：億円）



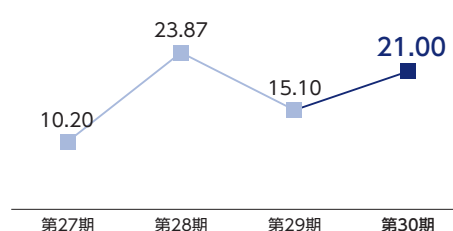
親会社の所有者に帰属する当期利益（連結）

（単位：億円）



基本的 1 株当たり当期利益（連結）

（単位：円）



4. 資金調達の状況

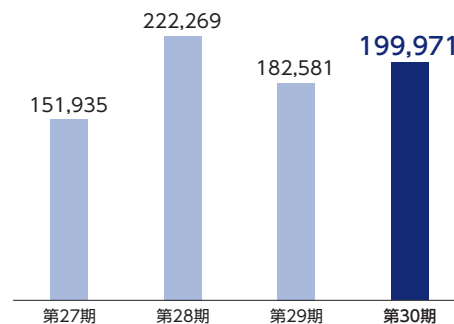
当連結会計年度において有利子負債が188,353百万円減少しました。これは、主に借入金が151,897百万円減少し、社債が24,896百万円減少したことによるものです。

5. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は199,971百万円であり、主なものはサーバーおよびネットワーク関連機器の購入、物流センターの拡充、ソフトウェアの取得に伴うものです。

設備投資額の推移（連結）

（単位：百万円）



6. 経営方針

①会社の経営の基本方針

当社グループは、"「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「!」を届ける。"をミッションに掲げ、その実現を目指しています。

情報技術の発展により、人々はインターネットを介してあらゆる知識・情報の取得と、世界中に向けた情報発信が可能になりました。今後も人々は情報技術の活用によってさまざまな制約から解放されるとともに、新たな未来を創っていくと当社グループは考えます。

常にユーザーファーストの視点を貫き持続的成長に向けたサービスの向上に努め、人々や社会の課題を解決することに貢献し、当社グループの企業価値向上を目指します。

②目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社の売上収益および調整後EBITDA（注）を重視しています。これらの指標を設定した理由は以下のとおりです。

売上収益：全ての収益の源泉となるものであり、成長性および収益性、事業規模を表す指標として採用しました。

調整後EBITDA：減価償却費及び償却費に加え、減損損失や企業結合に伴う再測定損益などの非経常かつ非現金の取引損益を除外することにより、経常的な収益性を把握できる指標として採用しました。

財務以外の主要指標として、ポータルサイトのYahoo! JAPANは1日あたりの利用ブラウザ数（DUB）等、コミュニケーションアプリのLINEは月間アクティブユーザー数（MAU）、DAU/MAU比率（MAUに占める日次アクティブユーザー数（DAU）の比率。アクティブ率）等をそれぞれ重視しています。そのほか、事業別の主要指標は以下のとおりです。

メディア事業：広告関連売上収益、「LINE公式アカウント」有償アカウント数等

コマース事業：eコマース取扱高等

戦略事業：PayPay㈱の「PayPay」取扱高、「PayPay」決済回数、PayPayカード㈱の「PayPayカード」クレジットカード取扱高、PayPay銀行㈱の銀行口座数等

（注）調整後EBITDAは、IFRSにおいて定義された財務指標ではありませんが、当社グループの業績に対する理解を高め、現在の業績を評価する上での重要な指標として用いることを目的として当該指標を採用しています。そのため、他社において当社グループとは異なる計算方法または異なる目的で用いられる可能性があります。

③中長期的な会社の経営戦略

1) 経営環境

近年、AIをはじめとするデジタル技術の飛躍的な進化により、社会のあらゆる領域でデータが価値の源泉となりとつあります。特に生成AIをはじめとする先進テクノロジーは驚異的な成長を遂げ、仕事、学習、日常生活といったさまざまな領域において、ますます重要な存在になりつつあります。今後、インターネットの領域はもちろん、医療、教育などの多くの産業に影響を与えるとともに、交通渋滞の緩和やエネルギーの効率的な利用、犯罪の防止など、あらゆる面でAIが用いられ、社会のあり方さえも大きく変容していくことが予想されます。

当社グループの展開する事業はメディア事業、コマース事業、ならびに戦略事業に大別されます。

メディア事業では、多様なメディアサービスを提供し、企業などの広告を掲載することで収益を上げています。(株)電通の発表によると、2024年の日本の総広告費は通年で前年比4.9%増の7兆6,730億円で、1947年に同社が推定を開始して以降、過去最高となりました。中でもインターネット広告費は前年比9.6%増の3兆6,517億円と、社会のデジタル化を背景に継続して高い増加率を保っており、日本の総広告費全体の成長をけん引しています。また、インターネット広告費の約8割を占めるインターネット広告媒体費は、ビデオ（動画）広告、特にSNS上の縦型動画広告の成長により、前年比10.2%増の2兆9,611億円となりました。インターネット広告媒体費は、検索連動型広告とディスプレイ広告の2種が全体の約6割強を占め、ビデオ（動画）広告は前年比23.0%増で全体の3割弱を占めています。

コマース事業では、eコマースを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2023年のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は前年比9.2%増の約24.8兆円、物販系分野におけるEC化率は9.38%となりました。昨年に引き続き、消費者の実店舗回帰による「巣ごもり需要」の一服が継続したものの、市場規模は堅調に拡大しました。一方で、小売業における実店舗の役割の変化、また、ECと実店舗を融合させる取り組みも一層進んでおり、実店舗の特性を活かした実店舗とECの連携の動き、顧客体験の改善のトレンド等は加速していくことが予想されます。

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2024年の日本のキャッシュレス決済比率は前年比3.5ポイント増の42.8%と政府目標である4割を前倒しで達成した一方で、諸外国との比較では依然として低水準にとどまっています。経済産業省は、80%まで上昇させることを目標としているため、日本のキャッシュレス決済市場は今後も拡大が予想されます。

2) 経営戦略

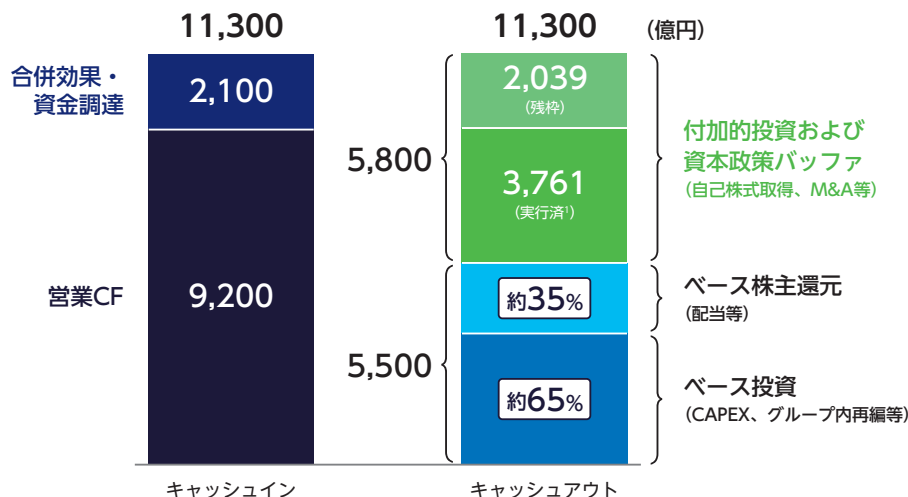
当社グループは、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供する、世界的にもユニークな企業グループです。当社グループの提供する多様なサービスから得られる豊富なデータは、当社グループならではのサービスを創り出すための重要な競争優位性となります。各サービスから得られるデータを横断的に活用することで、利用者一人ひとりに最適化されたサービスを提供し、さらに質の高い利用者体験の提供を目指します。また、豊富なデータ量と多様性あふれるデータ資産を持ち合わせた国内最大級のデータ所有者として、その能力を最大限に引き出し、社会全体の価値を向上させる企業を目指します。

また、当社グループの提供するサービスの多くが属するインターネット領域では、競合他社が積極的な投資の下、AIに代表される先端技術を応用した競争力のあるサービスを投入し、競争の激化が続いています。そうした環境下、

持続的にサービスを拡大させ継続的な成長を図るためには、経営資源の戦略的な配分が重要となります。当社では、下記キャピタル・アロケーション方針に基づき、事業成長に向けたCAPEX投資やグループ内再編およびM&Aを実施する他、企業価値の最大化を目的として、安定配当や機動的な自己株式の取得を通じて株主還元も推進していきます。

キャピタル・アロケーション方針（2023-2025年度累計概算値/金融業除く）

- ベース投資およびベース株主還元：5,500億円
 - ベース投資：主に、既存事業の継続的成長を目的としたCAPEX投資やグループ内再編等の原資
 - ベース株主還元：配当等の固定的な株主還元の原資
- 付加的投資および資本政策バッファ：5,800億円（うち、約3,761億円は自己株式取得に充当済み・充当予定、BEENOS(株)の株式取得に充当予定、LYST LTDの株式取得（注）に充当済み）
 - 非連続な事業成長を目的としたグループ外M&Aや付加的投資に充当する他、自己株式取得による株主還元にも充当



1. 自己株式取得：1,500億円（2024年8月5日～9月5日） / 1,500億円（2025年5月8日～6月4日実施予定）、
BEENOS株式取得：540億円（予定）、LYST LTD株式取得：約221億円

（注）欧米を中心にオンラインファッションプラットフォーム事業を展開する英国企業で、2025年4月18日付で当社グループ会社(株)ZOZOが子会社化

3) 主要セグメントの基本方針

●メディア事業

メディア事業では、日常に欠かせない多様なメディアサービスを提供することで多くの利用者を集め、広告により収益を上げています。ユーザーファーストの理念に基づき、必要とされるサービスを適切なタイミングで提供することに日々努めています。メディアとしての信頼性を高めることが、結果として中長期的なユーザー数の拡大、広告売上収益の拡大につながると考えています。

また当社は、「LINE公式アカウント」とLINEヤフーが保有する法人向けサービスを連携し、あらゆる顧客起点を一気通貫させ、LTV（Life Time Value：顧客生涯価値）を最大化させるプラットフォーム「Connect One」構想を進めています。今後は、ビジネスソリューション(広告プロダクト)を超えた、さらなる進化を実現していきます。

加えて、グループ横断有料会員プログラム「LYPプレミアム」によるクロスユースの促進を図っています。旧Yahoo!プレミアムで提供していた特典に加えて、「LINE」アプリがもっと楽しく便利になる特典を利用できるサービスを通して新規会員を獲得し、LINEヤフーグループのサービス利用の拡大を目指します。

●コマース事業

コマース事業では、eコマース関連サービスを提供しています。国内最大級のユーザー基盤を持つ、「LINE」、「ヤフー」、「PayPay」の3つの起点をつなげ、グループサービス間のクロスユースを促進し、グループ経済圏を拡大することで、収益の持続的な成長を目指します。グループサービスの特典を組み合わせた「LYPプレミアム」により、eコマース取扱高の拡大を図るとともに、「PayPay」や「PayPayカード」などの会員数および取扱高増加にもつなげています。また、2025年度下期から段階的にLINEアプリのリニューアルを予定しています。新たに「ショッピング」タブを追加することで、メッセージアプリを起点とした購入体験を提供します。このリニューアルを通じて、LINEの利便性向上と、さらなるクロスユースの促進強化に取り組みます。

●戦略事業

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。国内のQRコード決済市場において6割以上のシェアを占めるキャッシュレス決済サービス「PayPay」を起点に、クレジットカード、銀行、証券、保険等のさまざまな金融サービスの拡大を図ります。

④ 会社の対処すべき課題

当社グループは、③ 2)の経営戦略を実行するにあたり、最優先課題として個人に関する情報（以下「パーソナルデータ」）の保護をはじめとするセキュリティの強化に取り組んでいます。横断的なマルチビッグデータの利活用を進める上で最も大切な基本姿勢は、利用者のパーソナルデータを尊重することです。当社グループは、プライバシーポリシーを策定し、同ポリシーに基づいて適切にパーソナルデータを保護していくことに努めてまいります。

なお、当社は、①2023年11月に公表しました不正アクセスによる情報漏洩に関して2023年度に総務省から行政指導および個人情報保護委員会から勧告等を受け、また2024年度において総務省から追加の行政指導を受けました。加えて、②2024年11月に生じたLINEのアルバムにおいてサムネイル画像が正しく表示されない不具合に関して、2024年度において総務省より行政指導を受けました。多数のユーザーを抱えるプラットフォーム事業者としての信頼を損なう重大な事態であると重く受け止め、再発防止を推進してまいります。具体的な再発防止策およびその進捗状況については、総務省および個人情報保護委員会に報告するとともに、当社のコーポレートサイトにおいて適時適切に公開してまいります。

<詳細および最新状況>

①不正アクセスによる情報漏洩

URL : <https://www.lycorp.co.jp/ja/privacy-security/recurrence-prevention/>

②LINEアルバムにおける不具合

URL : <https://www.lycorp.co.jp/ja/privacy-security/announcement/016609/>

当社グループは突発的な事故や自然災害等に対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底にも努めています。現代社会において、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、その中で当社グループの担う公共的な責任も年々増していると考えためです。また当社グループは、コーポレートガバナンスを中長期的な企業価値の拡大に必要な不可欠な機能と位置づけており、少数株主を含む全株主の利益に適う経営が実現できるよう、ガバナンス体制の強化に努めています。加えて、企業の社会的責任を果たすための取組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築および運用についても、一層の強化を図ります。

あわせて、企業の価値創造の源泉である人材のパフォーマンス最大化も、重要な課題のひとつです。そのため当社グループは、仕事に対する社員の意識や仕事の質のスタンダードを向上させる仕組み・制度の整備を進めています。当社グループでは、働く人の心身のコンディションを最高の状態にすることが最大のパフォーマンスにつながり、働く人自身とその家族の幸せにつながると考えており、代表取締役社長による「健康宣言」のもと、自律的な健康づくりを支援する部門を設置し、健康経営に注力しています。これらの取り組みの結果、経済産業省および日本健康会議による「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」通称「ホワイト500」に選定されました。今後も全ての社員が心身ともに最高の状態で仕事に向き合えるような環境整備に、継続して取り組んでまいります。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

注) 文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

ご参考 サステナビリティ

当社グループは、“「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「！」を届ける。”の実現に向けて、6つのマテリアリティを策定しています。事業を通じて社会にポジティブなインパクトをもたらすと共に、地球環境や人権などを含めた社会課題に向き合い、未来世代に責任を持ったサステナビリティ経営を推進していきます。

詳しい情報はこちら ▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/sustainability/management/#anc3>



分類	特定マテリアリティ	説明	評価マップとの関係
事業基盤	データ/ AIを活用した新たな体験 (WOW/ !) の提供	ユーザーファーストの理念のもと、人々や社会の課題を情報技術で解決していくことが、LINEヤフーグループの使命です。データ/ AIを活用し、「日本・アジアから世界をリードするAIテックカンパニー」として成長し、便利で感動的なユーザー体験を提供し続けることを目指していきます。	● AIの正しい利活用の推進 ● デジタル金融サービス・FinTechの推進と浸透 ● データ活用によるサービスの向上
	安心・安全なデジタルプラットフォームの運営	情報の利活用における「安心・安全」は、最優先されるべき、プラットフォームの責任です。こうした認識をもとに、LINEヤフーグループは、誰もが、いつでもつながるサービスの利便性を確保すると同時に、通信の秘密・情報セキュリティを確保・強化しながら、中長期的な視点で安心・安全なITサービスを提供し続けていきます。	● 通信の安全性確保とプライバシー保護 ● ネット社会の健全かつ安全な発展に貢献 ● 違法有害情報対策 ● 社会インフラとしてのセキュリティ確保 ● アクセシビリティの確保・向上 ● 公正な競争環境 ● 表現の自由の確保
	しなやかで強靱な社会基盤の構築	LINEヤフーグループは、防災・減災・パンデミック対応をはじめ、自治体DX、医療DX、オンライン教育、リユースによる循環型社会の実現など、デジタル駆動によるしなやかで強靱な（レジリエント）社会基盤の構築に向けて、すべての人々にデジタル技術による恩恵が行き渡ることを目指し「誰一人取り残さない」という決意のもと、事業及び支援活動を続けていきます。	● 防災・減災・パンデミック対策の推進支援 ● 自治体DX、医療DXなど、デジタル駆動型社会に向けた支援 ● 地域社会づくりへの貢献 ● 教育環境の整備・向上に向けた支援 ● リユース事業などを通じた循環型社会への貢献
	人材の強化	AI人材をはじめとした多様な価値を生み出す人材の育成・強化は、LINEヤフーグループの競争力の源泉です。こうした考えをもとに、従業員ひとりひとりの心身の健康とパフォーマンスを引き出す働き方の実現、Well-beingの向上に取り組んでいきます。	● 人的資本の維持・強化 ● ダイバーシティ&インクルージョン ● 健康経営 ● 人権の尊重
	未来世代に向けた地球環境への責任	LINEヤフーグループは、環境負荷の低減や生態系に配慮することは、未来世代への重要な責任と考えます。ITのチカラを活用し、LINEヤフーグループ及びサプライチェーンと共に電力の再エネ化など脱炭素社会の実現をめざしていきます。また、これら自然資本への配慮を、社会の幅広いステークホルダーの皆様と連携を深める事業機会としても捉え、チャレンジし続けていきます。	● 気候変動の緩和と適応 ● サプライチェーンマネジメントの推進（スコープ3管理等） ● 水利用の抑制 ● 生物多様性の保全
	グループガバナンスの強化	日本国内最大規模かつ世界に向けてITサービスを提供する会社へと進化したLINEヤフーグループにとって、グループガバナンスの強化は、経営の最重要課題の一つです。グループ全体最適をもたらす意思決定という「縦軸」と、グループ会社間のシナジー創出という「横軸」を視野に世界最高水準のガバナンス体制を構築し、さらに強化していきます。	● 人権の尊重 ● サプライチェーンマネジメントの推進 ● リスクマネジメントの徹底 ● コンプライアンスおよび腐敗防止対策 ● コーポレートガバナンスの高度化と実効性の担保 ● 財務基盤の確保
サステナビリティ			

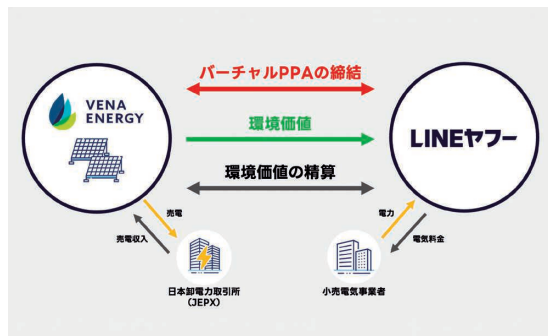
TOPICS

LINEヤフーのサステナビリティ

サステナビリティニュース ▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/sustainability/news/>

気候変動に関する取り組み

● 未来世代に向けた地球環境への責任



当社は、岡山県に建設される「真庭太陽光発電所（2026年竣工予定）」において、再生可能エネルギー発電事業者であるヴィーナ・エナジーとバーチャルPPA（※1）を締結しました。

追加性（※2）のある再生可能エネルギーを導入することによって、本質的で安定的な調達ポートフォリオによるカーボンニュートラルの達成を目指すとともに、社会における再生可能エネルギーの普及や脱炭素社会の実現に貢献します。

また、本案件の締結にあたり、ゴルフ場跡地の活用など自然環境負荷や生物多様性保全も考慮するとともに、地元雇用の優先や地域への寄付など地域共生の観点も重視しています。

※1 Virtual Power Purchase Agreement：電力需要家と発電事業者が発電量に応じた環境価値（CO2削減効果）のみを直接取引する電力購入契約

※2 再生可能エネルギー電力の調達により、再生可能エネルギー設備の建設・投資がされ、世の中に再生可能エネルギーが増加すること

詳しい情報はこちら ▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/news/release/016813/>

サステナブルなアクションを後押しする取り組み

- データ/AIを活用した新たな体験（WOW/!）の提供
- しなやかで強靱な社会基盤の構築

サステナビリティ関連のニュースやアイデアを届ける「サストモ」では、東急電鉄やEarth hacks、ECOMMIT等と提携を開始しました。

リユース・リサイクルの循環サービス「宅配PASSTO（パスト）」を提供するなど、提携パートナーとサステナブルな取り組みを実施し、メディアとしての情報発信だけでなく、ユーザーがサステナビリティを自分ごととして捉え、アクションを起こすきっかけを提供しています。

詳しい情報はこちら ▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/news/release/009310/>

被災地復興支援に関する取り組み

- しなやかで強靱な社会基盤の構築
- 人材の強化

災害・復興支援の取り組みの一環として、当社は社員の専門知識やスキルを活用したボランティア活動「LINEヤフープロボノ」を展開しています。

これまで実施したプロジェクトの半数以上は能登半島支援を目的としており、現地のボランティア活動のバックオフィス支援や地元の宿泊施設の予約サイト制作等、地域固有のニーズに対応した支援を遠隔で実施しました。

このプロボノ活動を通じて、当社は地域の課題解決に貢献するとともに、災害時にも役立つノウハウを蓄積しました。今後は、様々な職種でのプロボノ活動を推進し、さらなる社会貢献を目指していきます。



詳しい情報はこちら ▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/sustainability/csr/article/050/>
<https://www.lycorp.co.jp/ja/story/20240517/probono.html>

■ 社外からの評価



▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/sustainability/esg/recognition/>



当社グループはサステナビリティの取り組みに対してDow Jones Best-in-Class World Index等、国内外のESG評価機関より高い評価をいただいております。さまざまなESG指数の構成銘柄に選定されています。

2024年のMSCI ESG格付けにおいては最上位の「AAA」を4年連続で獲得しています。また、世界で唯一の独立した環境情報開示システムを運営するCDPが実施する企業の気候変動への取り組みに関する調査では最高評価となる「Aリスト」に初めて選定されました。



Produced by MSCI ESG Research as of September 12, 2024.

2025 CONSTITUENT MSCI日本株
ESGセレクト・リーダーズ指数

2025 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)



当社グループでは代表取締役社長による「健康宣言」のもと、すべての働く人が心身ともに最高のコンディションで業務に従事することが出来る企業を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

7. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ソフトバンクグループ(株)	238,772	62.5 (62.5)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン(株)	188,798	62.5 (62.5)	持株会社
ソフトバンク(株)	228,162	62.5 (62.5)	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供
Aホールディングス(株)	100	62.5 (—)	持株会社

- (注) 1. 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率および間接所有する議決権の比率の合計となっており、() 内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しています。
2. Aホールディングス(株)はソフトバンク(株)の子会社であることから、当社に与える影響が最も大きい親会社等はソフトバンク(株)となります。
3. 当社は、プライム市場の上場維持基準適合のための流通株式比率の向上や資本効率の向上および株主還元等を目的として、2024年8月2日開催の取締役会の決議に基づき、2024年8月5日から2024年9月2日までを公開買付期間として実施した当社普通株式に対する公開買付けを通じて、当社の親会社であるAホールディングス(株)から386,475,800株の当社株式を取得しました。なお、本公開買付けにおけるAホールディングス(株)からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当するため、少数株主保護の観点から、以下のプロセスを実施し、取引の公正性を担保しております。
- (1)本公開買付価格の決定に際し、当社およびAホールディングス(株)から独立したリーガルアドバイザーを起用して助言を受けるとともに、外部の第三者算定機関による当社普通株式の算定書を取得し参考にしました。
- (2)当社およびAホールディングス(株)との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外取締役4名(國廣正、白見好生、蓮見麻衣子、高橋祐子)で構成されるガバナンス委員会に対し、Aホールディングス(株)との交渉方針や第三者算定機関の起用について説明した上で随時承認を得、また、同委員会から、本取引に係る手続は適正であって、かつ、取引の条件には妥当性が認められることから、本公開買付けを実施することについての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の答申書を取得しました。

② 重要な財務および事業の方針に関する契約等

当社はAホールディングス(株)との間で、定款変更(軽微変更を除く。)、当社グループ以外の第三者に対する重要な財産の譲渡等、Aホールディングス(株)の議決権割合が完全希釈化後ベースで50%以下となる議決権割合に影響が生じる新株・新株予約権・新株予約権付社債の発行等についてはAホールディングス(株)の事前承諾を要する契約を締結しています。

また、当社はAホールディングス(株)との間で、同契約において、当社の取締役については10名以内とし、このうち、独立社外取締役を除く社内取締役については、事前に当社および当社の指名報酬委員会と協議を行うことを条件として、Aホールディングス(株)が指名し、その場合には当社は当該指名に従って当該取締役を選任するべく合理的な範囲で最大限協力するものと定めています。また、同契約において、Aホールディングス(株)は、当社の監査等委員である独立社外取締役の選任議案に対する議決権の行使にあたっては、当社の指名報酬委員会の答申を尊重するものと定めています。さらに、当社とAホールディングス(株)は、同契約において、当社の取締役の員数および当該員数に占める独立社外取締役の割合については、今後の上場会社のガバナンスに関する議論の状況等を踏まえて、必要に応じて協議・検討を行うこととしています。

③ 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(株)ZOZO	百万円 1,359	% 51.5 (51.5)	ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営、カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用
アスクル(株)	21,233	46.5	オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業
PayPay(株)	91,433	63.9 (57.9)	モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供
PayPayカード(株)	100	100.0 (100.0)	クレジットカード事業
(株)一休	400	100.0 (100.0)	高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業
PayPay銀行(株)	72,216	46.6 (46.6)	銀行業
Zフィナンシャル(株)	39,779	100.0	グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務
ZVC1号投資事業組合	30,000	100.0 (100.0)	有価証券および出資持分の取得・保有
LINE Plus Corporation	2,466	100.0 (100.0)	海外マーケティングおよびLINEヤフーグループ関連の各種サービスの開発
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	25,489	100.0 (100.0)	持株会社
LINE Financial Taiwan Limited	34,973	100.0 (100.0)	持株会社
Zホールディングス中間(株)	1	100.0	持株会社
Z中間グローバル(株)	1	100.0	持株会社

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。
2. 国際会計基準(IFRS)における当社の連結子会社は上記を含む104社です。
3. ZVC1号投資事業組合は、重要性が増したことから、当事業年度より重要な子会社としております。
4. パリユーコマース(株)は、2024年5月2日付で、当社の子会社に該当しないこととなりました。
5. Zフィナンシャル(株)は、2025年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、同社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

(2025年3月31日現在)

名 称	所在地
本 社	東京都千代田区

② 子会社の主要な事業所

(2025年3月31日現在)

名 称	所在地
(株)ZOZO	千葉県千葉市稲毛区
アスクル(株)	東京都江東区
PayPay(株)	東京都新宿区
PayPayカード(株)	東京都新宿区
(株)一休	東京都千代田区
PayPay銀行(株)	東京都新宿区
Zフィナンシャル(株)	東京都千代田区
ZVC1号投資事業組合	東京都千代田区
LINE Plus Corporation	大韓民国京畿道城南市
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	シンガポール共和国 シンガポール市
LINE Financial Taiwan Limited	中華民国（台湾） 台北市
Zホールディングス中間(株)	東京都千代田区
Z中間グローバル(株)	東京都千代田区

9. 従業員の状況

企業集団の従業員数

(2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
27,003名	△1,193名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んだものです。
2. 上記従業員の他に、臨時従業員11,868名（期中平均人員）を雇用しています。

10. 主要な借入先および借入額

(2025年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
(株)みずほ銀行	185,916
(株)三井住友銀行	139,395
日本銀行	101,900
(株)三菱UFJ銀行	69,966
三井住友信託銀行(株)	52,115

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 24,160,000,000株

2. 発行済株式の総数 7,154,182,647株
(自己株式607,074株を含む)

- (注) 1.ストックオプション（新株予約権）の権利行使により、当事業年度中に6,711,600株増加しました。
2.当事業年度中の自己株式の増減は以下のとおりです。
- ・自己株式の公開買付けにより386,598,000株増加
 - ・譲渡制限付株式報酬の無償取得により456,050株増加
 - ・単元未満株式の買取請求により539株増加
 - ・自己株式の消却により489,597,939株減少

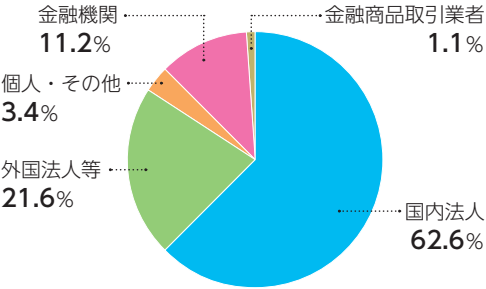
3. 株 主 数 233,124名
(前事業年度末比43,886名減)

4. 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
Aホールディングス(株)	4,467,326,675	62.4
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	508,913,300	7.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	235,044,681	3.3
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	208,661,700	2.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	97,103,019	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	56,668,849	0.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	48,958,854	0.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	40,108,252	0.6
JP MORGAN CHASE BANK 385781	35,824,487	0.5
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	34,764,681	0.5

(注) 持株比率は自己株式607,074株を控除して計算しています。なお、自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式28,167,999株は含まれません。

所有者別株式分布状況



5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地位および担当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	かわ べ けん た ろう 川 邊 健 太 郎	—
代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	いで ざわ 出 澤	たけし 剛 PayPay(株) 取締役 Zフィナンシャル(株) 取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	うす み よし お 臼 見 好 生	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	はす み ま い こ 蓮 見 麻 衣 子	(有)エバーリッチアセットマネジメント (株)サイバー・バズ 社外取締役 ニューラルグループ(株) 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	くに ひろ 國 廣	ただし 正 国広総合法律事務所 弁護士 東京海上日動火災保険(株) 社外取締役 オムロン(株) 社外監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 社外監査役 農林中央金庫 経営管理委員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	たか はし ゆう こ 高 橋 祐 子	高橋祐子公認会計士事務所 公認会計士 17LIVE(株) 社外監査役 ヒューリック(株) 社外取締役 マイクロ波化学(株) 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 2024年6月18日開催の株主総会において、高橋祐子氏が社外取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任しました。
2. 取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏、國廣正氏および高橋祐子氏は社外取締役です。
3. 当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準に準じた社外取締役の独立性判断基準としており、社外取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏、國廣正氏および高橋祐子氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
4. 社外取締役の蓮見麻衣子氏、國廣正氏および高橋祐子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別の関係はありません。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、臼見好生氏を常勤監査等委員に選定しています。
6. 監査等委員である取締役高橋祐子氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、損害賠償責任の限度額を100万円または法令に規定された最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。
8. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しています。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。当該契約においては、悪意または重大な過失があったことによる損害に係る賠償金等を補償の例外とするなど、一定の免責事由を定めています。
9. 当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)は、同社および一部の子会社の役員、幹部従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役は当該保険契約の被保険者となっています。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は取締役の任期途中に更新が予定されています。なお、当社取締役に係る保険料は当社が負担しています。

2. 取締役の報酬等

① 取締役の報酬決定方針の概要

当社は、以下のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（報酬ポリシー）を策定し、本方針に基づいた考え方および手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しています。

報酬ポリシー（2025年3月31日時点）

1. 基本理念

取締役の報酬（以下「役員報酬」という。）を当社のミッション及び経営戦略の実現に向けた原動力となる内容とすべく、以下を基本理念とする。

- ① "「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「！」を届ける。"の実現に向け、経営陣のリーダーシップの発揮を促すものであること
- ② 当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ③ 独立性の高い強靱な報酬ガバナンスを確立することで、当社のステークホルダーに説明責任を果たすことができる内容であること

2. 報酬水準

- 役員報酬の水準は、各取締役が担うミッションの重要度や難易度を勘案し、役員報酬の基本理念及び当社の経営における各取締役の役割と責任に基づき設定する。
- 報酬水準の検討に際しては、当社の経営環境や外部調査機関のデータベースによる日本を代表するグローバル企業をピアグループとした調査・分析を行ったうえで、指名報酬委員会においてその妥当性を検証のうえ設定する。
- 外部環境の変化や取締役の役割・責任の変更等に応じて、適宜、報酬水準の見直しを行うものとする。

3. 報酬構成

① 報酬項目の概要

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成】

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成は、当社の持続的な成長の実現に向けて、中長期的な視野で大胆なリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すためのインセンティブとして機能するよう、中長期インセンティブとしての株式報酬に比重を置くことをコンセプトとする。

【金銭報酬】		目的・位置づけ	決定基準			支給額	支給時期
10～20%	基本報酬	月額報酬	各取締役の役割と責任に応じて金額決定			一定	毎月
10～20%	現金賞与	会社業績及び企業価値向上への貢献に対するインセンティブ	全体評価	①連結業績評価（調整後EBITDAの達成度等）	80%	0～200%	7月
				②定性評価（当年度の重要テーマの進捗度等）	20%		
				③サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）	(±5%)		
			個人評価	④個人評価（各取締役のミッション達成度等）	(±10%)		

【株式報酬】		目的・位置づけ	概要	割合
60～80%	ストック・オプション	中長期的な株主価値及び企業価値の向上への貢献に対するインセンティブ付与	・ 株価が上昇した場合にのみ利益を得られるストック・オプションとしての新株予約権として付与 ・ 取締役会が定める一定期間（原則3年間）が経過した後に、権利行使が可能	80～90%
	RSUプラン（役員報酬BIP信託）	株主とのセიმ・ポート及び優秀な経営人材のリテンション	・ 毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・ 本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間で対象として、継続保有期間を設ける ・ 取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示	10～20%

60 ~ 80%	株式報酬		【ストック・オプション】(80 ~ 90%) 中長期的な株主価値 及び企業価値の向上への貢献 に対するインセンティブ付与
			【RSU プラン】(10 ~ 20%) 株主とのセイム・ポート及び 優秀な経営人財のリテンション
10 ~ 20%	現金賞与	金銭 報酬	短期的な業績及び企業価値向上への 貢献に対するインセンティブ
10 ~ 20%	基本報酬		役割と責任に基づく金銭報酬

※報酬構成は、毎年の指名報酬委員会において、外部環境や中長期的な戦略に応じて見直すものとする。

※上記にかかわらず、日本以外の現地採用取締役を招聘する場合等には、職務内容や採用国のマーケット水準等を勘案し、個別に報酬水準・報酬構成を設定する場合がある。

※当該事業年度における会社業績及び業績目標の達成度合いに加えて、将来に向けた企業価値向上への貢献等を総合的に評価し、指名報酬委員会が特別賞与を決定し、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する場合がある。

※2025年3月度の①連結業績評価のKPIの内訳は、以下のとおりとする旨、指名報酬委員会にて決議している。

売上収益 (30%)、調整後EBITDA (30%)、調整後EPS (20%)

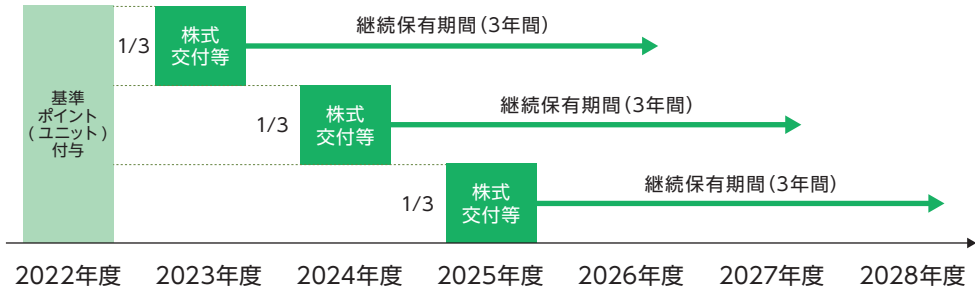
※現金賞与決定の指標にサステナビリティ評価 (±5%) を組み込み、「セキュリティガバナンス」「カーボンニュートラルの進捗度」「女性管理職比率等のDE&I指標」をはじめとした各マテリアリティ指標における前年度の実績に加えてESG評価機関の外部評価によって構成される。

【監査等委員である取締役の報酬構成】

【金銭報酬】		目的・位置づけ	決定基準	支給額	支給時期
75～90%	基本報酬	月額報酬	各取締役の役割と責任に応じて金額決定	一定	毎月

【株式報酬】		目的・位置づけ	概要
10～25%	RSUプラン (役員報酬BIP信託)	客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能の確保及び株主との利害共有意識（セイム・ポート）の醸成	・毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間で対象として、継続保有期間を設ける ・取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示

（RSUプランを通じて取締役に交付等が行われる当社株式と継続保有期間）



② 株式保有ガイドライン

【株式保有ガイドライン】		目的：取締役の自社株保有促進	
対象		保有株式数	期限
代表取締役		基本報酬（年額）の2倍以上	取締役就任後5年以内
その他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)		基本報酬（年額）の1倍以上	

4. 報酬ガバナンス

【指名報酬委員会】

- 役員報酬の決定にかかるプロセスの独立性・透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として設置。
- 独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）が占める。

【決定プロセス】

- 取締役の報酬水準、報酬構成、基本報酬額や現金賞与にかかる評価指標・算定方法・ウェイト及び支給額、特別賞与の支給額等は指名報酬委員会にて決定。
- 株式報酬にかかる付与内容については、指名報酬委員会で定めた内容に基づき、取締役会の決議により決定。
- 取締役の個人別報酬支給額の算定に必要な一定事項（現金賞与におけるサステナビリティ評価・定性評価の決定等）については、当社の経営状況や取締役の業務執行状況を最も熟知している代表取締役社長の評価案に基づき、指名報酬委員会が最終評価を行う。

【付随事項】

- 役員報酬は、株主総会において決議された報酬等の上限の範囲内で支給するものとする。
- 当社を取り巻く外部環境の変化や中長期的な戦略の変更等により、取締役の役割と責任に大幅な変化があった場合には、現金賞与及び株式報酬の目標値や算定方法等にかかるインセンティブ設計について、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、見直しを行うことがある。
- 当社がコーポレート・ガバナンスやサステナビリティの観点における改善・改革等を実施したことにより、取締役の役割や責任を臨時的に見直した場合についても、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、適正な範囲内で臨時的な報酬や各種手当の支給等を行うことがある。
- 指名報酬委員会の実効性の強化を目的とし、社外からの客観的視点及び役員報酬に関する専門的知見を採り入れるために、必要に応じ外部コンサルタント等を活用し、外部データ、経済環境、業界動向、経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討する体制としている。

5. 報酬の没収・返還

- 重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または取締役（監査等委員である取締役を含む。）の在任期間中に善管注意義務や忠実義務その他の法令ないし契約に反する重大な義務違反があったと取締役会等が判断した場合、指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に助言・提言する。
- 取締役会は、当該助言・提言内容を最大限に尊重し、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収（マルス）、または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還（クローバック）を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとする。

6. 株主や投資家とのエンゲージメント

- 役員報酬の内容については、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示する。
- 取締役（監査等委員である取締役を含む。）については、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることなく、有価証券報告書にて連結報酬等の総額の個別開示を行う。
- 株主や投資家とのエンゲージメントについては、取締役（独立社外取締役を含む。）を中心に、積極的に実施する。株主や投資家とのエンゲージメントを通じて受けた株主や投資家の意見を指名報酬委員会や取締役会等で共有し、企業価値向上のために活用する。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

	人数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			金銭報酬		非金銭報酬		
			基本報酬	賞与 (業績連動)	譲渡制限付 株式報酬 (業績連動)	RSUプラン (役員報酬BIP信託) (非業績連動)	ストック・オプション (非業績連動)
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （一名）	1,550 （ ー ）	187 （ ー ）	212 （ ー ）	52 （ ー ）	37 （ ー ）	1,060 （ ー ）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	80 （ 80 ）	78 （ 78 ）	－ （ ー ）	－ （ ー ）	1 （ 1 ）	－ （ ー ）
合計 （うち社外取締役）	8名 （4名）	1,630 （ 80 ）	266 （ 78 ）	212 （ ー ）	52 （ ー ）	38 （ 1 ）	1,060 （ ー ）

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬、RSUプラン（役員報酬BIP信託）およびストック・オプションの額は、譲渡制限付株式報酬、RSUプラン（役員報酬BIP信託）およびストック・オプションとして当事業年度に費用計上した額です。
2. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
3. スtock・オプション（非業績連動）は、当社取締役としての地位に基づき付与されたものおよび当社子会社であるLINE㈱（現Z中間グローバル㈱）の取締役および執行役員としての地位に基づき付与されたものの双方を含みます。
4. 上記の表に記載しているストック・オプション（非業績連動）の金額は、原則として、日本基準に基づき当期に費用計上した金額を記載しています。
5. 2024年6月18日付で取締役（監査等委員を除く。）を退任した2名を含む人数を記載しています。
6. 当事業年度の取締役（監査等委員を除く。）に対する株式報酬（非金銭報酬）の新たな付与については、不正アクセスによる情報漏えいの発生および行政指導・勧告等を受けた責任を重く受け止め、2024年5月8日付で取締役会決議をもって不支給を決定しています。また、監査等委員である取締役に対する株式報酬（非金銭報酬）についても、監査等委員の協議の上、不支給を決定しています。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当該業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および業績連動報酬の額の決定方法は、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.①に記載のとおりです。
本決定方法に基づき算定した2025年3月期の実績および賞与支給率は下表のとおりです。
当該業績指標を選定した理由は、売上収益、調整後EBITDA、調整後EPSの達成が、連結業績の達成度を測る指標として当社が経営戦略上重視するKPIであるためです。また、当年度の重要テーマとして合併関連の定性評価を、非財務の観点からも企業価値の向上に寄与する経営意識の醸成を図るためのサステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）を選定しました。加えて、各取締役の個人パフォーマンスを明確化するため個人評価（各取締役のミッション達成度等）を選定しました。

決定基準			ウェイト	当事業年度目標値	当事業年度実績	達成率
全体評価	①連結業績の達成度評価	売上収益	30%	19,350億円	19,174億円	99.1%
		調整後EBITDA	30%	4,300億円	4,708億円	109.5%
		調整後EPS	20%	14.3円	19.6円	137.1%
	②定性評価（当年度の重要テーマの進捗度等）		20%	—	—	—
	③サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）		(±5%)	—	—	—
個人評価	④個人評価（各取締役のミッション達成度等）		(±10%)	個人評価に基づく		

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としての株式報酬の概要につきましては、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.①に記載のとおりです。
加えて、一部の取締役に対して、経過措置として2022年3月期までの報酬決定方針に基づき、譲渡制限付株式報酬を支給しています。本譲渡制限付株式報酬は、2023年3月期をもって、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止したため、それ以前に発行された譲渡制限付株式報酬に関して、当事業年度に費用計上は発生しているものの、2023年4月1日に開始する事業年度（2024年3月期）以降の新たな支給は実施しておりません。

⑤ 報酬等の株主総会決議の内容

ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬および株式報酬の額

2022年6月17日開催の株主総会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が6名（うち社外取締役は0名）です。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

報酬等の種類		金員の上限	株式数の上限
金銭報酬	基本報酬および現金賞与	年額25億円（うち社外取締役3億円）	—
	ストック・オプション	年額24億円	年13万個（1,300万株相当）
株式報酬	RSUプラン	3事業年度を対象として、対象期間ごとに、	対象期間ごとに110万株
	（役員報酬BIP信託）	その初年度に5億円を上限とする信託金を拠出	

イ) 監査等委員である取締役の金銭報酬および株式報酬の額

2015年6月18日開催の株主総会にて、監査等委員である取締役の基本報酬額の上限、2022年6月17日開催の株主総会にて、RSUプラン（役員報酬BIP信託）における金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の員数は、監査等委員である取締役は、2015年6月18日株主総会決議時点が3名、2022年6月17日株主総会決議時点が4名です。

【監査等委員である取締役】

報酬等の種類		金員の上限	株式数の上限
金銭報酬	基本報酬	年額2億円	—
株式報酬	RSUプラン （役員報酬BIP信託）	3事業年度を対象として、対象期間ごとに、その初年度に0.5億円を上限とする信託金を拠出	対象期間ごとに12万株

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の方法

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の取扱いについては、指名報酬委員会の決議に基づき具体的に報酬等を決定するため、独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会がその決議に基づき取締役報酬等規程（以下「報酬等規程」という。）にてその旨を定めています。また、報酬等規程において指名報酬委員会に関する事項（権限、決議方法、運営等）を規定しており、指名報酬委員会は、報酬等規程に従い、基本報酬（固定報酬）については、取締役の役割と責任に応じて、また、賞与については、当該事業年度における連結業績目標の達成度合いを基礎とし、社会的貢献の達成度および取締役が実施した経営施策に対する評価等を加味して、構成員の審議および決議により取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしています。他方、株式報酬としてのストック・オプションおよびRSUプラン（役員報酬BIP信託）の付与内容につきましては、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとしての機能を基礎として、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定するものとしています。

⑦ 報酬等に関する取締役会の委任事項

当事業年度（2025年3月期）においても、報酬等について独立性・客観性・透明性を高める観点から、取締役の個人別の報酬等に関して、上記報酬決定方針に基づき決定することにつき取締役会の委任を受けた指名報酬委員会において審議し、決定しています。具体的には、当事業年度においては、指名報酬委員会（指名報酬委員会は、独立社外取締役常勤監査等委員である臼見好生が委員長を務め、独立社外取締役監査等委員である蓮見麻衣子、國廣正、高橋祐子、代表取締役社長CEOである出澤剛を構成員としています。）を8回開催しており、以下の主要アジェンダについて審議および決議しました。ただし、ストック・オプションおよびRSUプラン（役員報酬BIP信託）の付与内容については、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定しました。

<指名報酬委員会の報酬関連主要アジェンダ>

- ・役員報酬の水準・構成
- ・現金賞与および株式報酬に係る業績評価指標ならびに算定方法
- ・2026年3月期の取締役の報酬に係る報酬決定方針および個人別報酬

当社取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、報酬等規程に定めた報酬決定方針に従い決定すべきことを定めた上で、指名報酬委員会に対して、その決定を委任し、また、株式報酬については、指名報酬委員会が定めた額に基づき決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

3. 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況（期待される役割に関して行った職務の概要等を含む。）は以下のとおりです。

氏 名	出席状況	主な活動状況
臼見 好生 社外取締役 常勤監査等委員	取締役会 18回／18回中 監査等委員会 14回／14回中 指名報酬委員会 8回／8回中 ガバナンス委員会 21回／21回中	同氏は、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識、実績やITビジネスへの高い見識等を有しており、常勤監査等委員を務めるとともに、監査等委員会の委員長および指名報酬委員会の委員長として、当社の経営全般およびコーポレート機能への適切なアドバイスが期待されているところ、取締役会等への出席時において、高い見識を基にした事業内容や事業進捗に対する具体的な質問および建設的な発言を行うこと等を通じて経営監督機能を十分に発揮しています。さらに、常勤監査等委員である取締役として社外取締役の情報格差の是正等を通じた取締役会全体の経営監督機能の向上を図り、経営の透明性向上およびガバナンス強化に貢献し、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 監査等委員会では、委員長として、監査等委員に対し、監査状況の報告や意見を述べました。 また、指名報酬委員会では、委員長として、指名および報酬決定等に係る適切な意見を述べるとともに、各監査等委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしました。 加えて、ガバナンス委員会では、当社グループ内での組織再編やソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク(株)、Aホールディングス(株)、NAVER Corporation等の関連当事者およびその子会社との取引（以下「関連当事者取引」という。）に係る案件等の審議を実施したほか、関連当事者および上場子会社の社外取締役との意見交換、取締役会の実効性評価に関する提言を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。
蓮見 麻衣子 社外取締役 監査等委員	取締役会 18回／18回中 監査等委員会 14回／14回中 指名報酬委員会 8回／8回中 ガバナンス委員会 21回／21回中	同氏は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得するなど会社経営に関する豊富な知識を有しており、またファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識から、当社の経営に対し特に投資家の視点に基づく有益な助言や適切な監督を期待されているところ、取締役会等への出席時において、投資家の視点を基に、事業内容への質問や意見を具体的かつ建設的に行っています。特に、外部の目線から当社サービスを評価し、競合分析や市場動向を踏まえた戦略的な助言を提供すること等を通じて経営監督機能を十分に発揮し、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 監査等委員会では、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。 また、指名報酬委員会では、指名および報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べました。 加えて、ガバナンス委員会では、当社グループ内での組織再編や関連当事者取引に係る案件等の審議を実施したほか、関連当事者および上場子会社の社外取締役との意見交換、取締役会の実効性評価に関する提言を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

氏 名	出席状況	主な活動状況
國廣 正 社外取締役 監査等委員	取締役会 18回／18回中 監査等委員会 14回／14回中 指名報酬委員会 8回／8回中 ガバナンス委員会 21回／21回中	同氏は、弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しており、危機管理プロセスの整備に関する適切かつ有益な助言、提言を行う役割が期待されているところ、取締役会等への出席時において、客観的かつ包括的な視点でのリスク評価の重要性や、当社のビジネス方針や成長戦略に関する取締役会での議論のあり方について随時有益な助言、提言を行うこと等を通じて経営監督機能を十分に発揮し、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 監査等委員会では、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。 また、指名報酬委員会では、指名および報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べました。 加えて、ガバナンス委員会では、委員長として、当社グループ内での組織再編や関連当事者取引に係る案件等の審議を実施したほか、関連当事者および上場子会社の社外取締役との意見交換、取締役会の実効性評価に関する提言を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。
高橋 祐子 社外取締役 監査等委員	取締役会 16回／16回中 監査等委員会 11回／11回中 指名報酬委員会 5回／5回中 ガバナンス委員会 18回／18回中	同氏は、公認会計士として企業の経理部門での責任者を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的かつ多角的な見地から当社の経営に対する有益な助言、提言を行う役割が期待されているところ、取締役会等への出席時において、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地からの必要な発言を行うだけでなく、他の企業において経営統合に係るPMIを実行した経験に基づき当社のPMI進捗に係る有益な助言を行うこと等を通じて経営監督機能を十分に発揮し、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 監査等委員会では、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。 また、指名報酬委員会では、指名および報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べました。 加えて、ガバナンス委員会では、当社グループ内での組織再編や関連当事者取引に係る案件等の審議を実施したほか、関連当事者および上場子会社の社外取締役との意見交換、取締役会の実効性評価に関する提言を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

(注) 社外取締役高橋祐子氏につきましては、2024年6月18日就任後の状況を記載しています。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指す上で、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資に加え、利益還元を通じて株主の皆様へ報いることが重要だと考えています。

こうした考えのもと、2025年度からの5年間で累計総還元性向70%以上を目指す還元方針を掲げ、同方針および業績等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金については、配当総額500億円、1株当たり7.00円としました。

5 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	保有者数	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
LINE 第22回 新株予約権	1名	296円	298円	3,975個	4,670,625株	2022年7月29日から 2029年7月8日まで
LINE 第26回 新株予約権	1名	223円	481円	3,975個	4,670,625株	2023年11月5日から 2030年11月5日まで
LINE 第29回 新株予約権	1名	304円	783円	3,975個	4,670,625株	2024年11月11日から 2031年10月24日まで
Zホールディングス株式会社 2022年度第1 回新株予約権	2名	158円	454円	34,826個	3,842,600株	2025年8月19日から 2032年8月3日まで

- (注) 1. 保有者は、いずれも当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）であり、社外取締役は含まれていません。
2. LINE第22回新株予約権、LINE第26回新株予約権およびLINE第29回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)（現Z中間グローバル(株)）の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
3. Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権については、当社の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
4. 新株予約権の行使の条件（概要）
- (1) LINE第22回新株予約権について
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たす場合に限り、当該（イ）から（ハ）に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該（イ）から（ハ）に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価（（イ）に定義する。）の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
- （イ）2022年7月29日から2025年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間（当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④（イ）から（ハ）において同じ。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円（以下「基準株価」という。）を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- （ロ）2023年7月29日から2026年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- （ハ）2024年7月29日から2027年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(2) LINE第26回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2023年11月5日から2026年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2024年11月5日から2027年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2025年11月5日から2028年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(3) LINE第29回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社における取締役、監査役、執行役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2024年11月11日から2027年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2025年11月11日から2028年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2026年11月11日から2029年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(4) Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権について

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	661百万円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	2,609百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務についての対価を支払っていますが、重要性が乏しいため、業務内容の記載は省略しています。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画、報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。

また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、その適切な運用に努めています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
①法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、当社グループ（当社、当社の子会社および関連会社を総称したものをいう。）の行動規範を定め当社の取締役および使用人に周知する。 ②コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるよう、法務およびガバナンスを所管する執行役員にコンプライアンス部門を所管させる。コンプライアンス部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス体制の状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体および取締役会に定期的に報告する。	①「LINEヤフーグループ行動規範」（以下「行動規範」という。）を全役職員が閲覧可能なイントラネットを利用して周知するとともに、常時掲載し閲覧可能な状態にしています。なお、当社が直接出資している子会社のコンプライアンス責任者および担当者に対しても、教育資料を提供し、行動規範の内容の周知を実施しています。 ②法務およびガバナンスを所管する執行役員が管掌するコンプライアンス部門において、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、当社および当社グループにおけるコンプライアンス上の問題点を把握し、問題点が発見された場合には速やかな是正措置を講じることができるよう努めています。また、当社および当社グループのコンプライアンス体制の状況については、コンプライアンス委員会および取締役会に半期に一度報告しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
③コンプライアンス部門は、内部通報に関する社内規程を定め、匿名で通報を受けることができる仕組みを用意して通報環境の整備に努める。通報を受けた場合、コンプライアンス部門がその内容を調査し、コンプライアンス違反が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。加えて、コンプライアンス部門は、取締役の法令・定款違反等の重要な問題について常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除く。）に報告する。内部通報制度の運用状況は、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体および取締役会に定期的に報告する。 ④コンプライアンス部門は、取締役および全使用人に対する教育や研修を実施し、コンプライアンス体制の推進に努めることとする。	③当社の内部通報制度においては、社内規程に基づき役職員および取引先による匿名通報が可能な複数の通報窓口を設けることで、通報しやすい環境を整備しています。内部通報があった事項に関しては、コンプライアンス部門が調査を行い、コンプライアンス違反が認められた場合には、必要に応じ、改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分を行うとともに、全社的な再発防止策の実施に努めています。また、取締役による法令違反行為等の重大な問題が発生した場合を想定して、常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除く。）に報告する体制を整備しています。内部通報制度の運用状況については、代表取締役社長および常勤監査等委員に月次で報告するとともに、コンプライアンス委員会および取締役会に半期に一度報告しています。 ④2025年2月に全役職員に対するコンプライアンス研修を実施したほか、新入社員に対してコンプライアンス研修を随時実施しました。また、コンプライアンス体制の推進のための教育啓発活動として、内部通報制度、贈収賄防止、反社会的勢力の排除に関する社内ルール等について、全役職員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
⑤ 使用人のコンプライアンス違反については人事統括部門の長またはコンプライアンス部門の長から賞罰委員会に報告し、賞罰委員会が懲戒に関して審議を実施する。取締役の法令・定款違反についてはコンプライアンス部門の長から監査等委員会および取締役会に報告する。 ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、組織全体として対応し、取引の防止に努める。	⑤ 従業員のコンプライアンス違反については、人事部門およびコンプライアンス部門により構成される賞罰委員会事務局から賞罰委員会に報告され、賞罰委員会にて懲戒に関する審議がなされる体制がとられています。また、取締役の法令・定款違反に関し内部通報がなされた場合は、コンプライアンス部門の長から常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除く。）に報告する体制がとられています。 ⑥ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会的勢力との取引の防止に努めています。また、反社会的勢力との取引の防止に関する教育資料を社内イントラネットにて掲載し、全役職員が常時閲覧できる環境を整備しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 法令または社内規程等に従い、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る電磁的記録または文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る電磁的記録または文書の保存期間、保存場所を定める。当該電磁的記録または文書は、法令または社内規程等に基づき保管し、随時取締役が閲覧できるような体制を採る。	① 重要な意思決定に係る文書および業務執行に係る記録文書の保存期間を社内規程等において定めた上で保管し、取締役が随時閲覧可能な状態としています。
--	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
①事業を取り巻く潜在リスクを予測・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失の回避・低減を図るため、社内規程においてリスク管理に係る事項を体系的に定める。また、これらリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議・決定する機構を設置し、本機構での重要な決定事項については、取締役等が参加する会議体に必要に応じて報告を行う。 ②危機事態が発生した際に、迅速に対応し、その影響の最小化を図るための危機管理および事業継続管理体制を整備するとともに、その体制・対応プロセスを定めた規程を策定する。 ③インシデントが発生した際に、迅速かつ適切な対応を確実に実施するための事前対策、発生時の対応、収束後の対応までの一連の対応プロセスを整備するとともに、規程を策定する。	①リスクマネジメントに関する規程において、当社の事業に係るリスクの把握、管理および対応に関する必要事項を体系的に定めています。リスクカテゴリー毎にリスク主管部門を決定し、各部門において専門的な視点で全社リスクを把握できる体制を構築しています。また、通常年2回開催のリスクマネジメント委員会にて、グループ・トップリスクを決定し、グループ・トップリスクへの対応をモニタリングしています。グループ・トップリスクやそのモニタリング状況については、取締役会へ報告しています。 ②危機事態発生に備え、以下の内容を含むBCP（事業継続計画）規則を策定しています。 ・有事の組織体制および役割の定義 ・危機事態発生時において、重要業務を復旧させるための手順（コンティンジェンシープラン）の策定および整備 ・コンティンジェンシープランの教育および訓練の実施 ③インシデントの再発を抑え会社の損失および信頼低下を防ぐため、発生したインシデントに対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的としたインシデント管理規則を定めているほか、運用のプロセスとしてインシデント対応フローを整備しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。 ⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。 ⑥ 情報セキュリティインシデントに総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。	④ Chief Information Security Officer (CISO) を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ環境の整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。 ⑤ 情報資産の取扱基準について情報資産管理規程に定めた上で、情報セキュリティ統括組織に、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進するチームを設置し、社員教育プログラムの策定やその実施の強化等を通じ、同規程の内容の周知徹底を図っています。2024年度においては、2023年10月1日付のグループ内再編に伴い規程等の変更が多数生じたため、これに対応するために全社セキュリティ教育を年5回から年11回に変更し、セキュリティセルフチェックを年4回、公開前決算情報取り扱い者向け教育を年4回、入社時セキュリティ教育を随時実施しています。 ⑥ 情報セキュリティ統括組織に、CSIRT機能を推進する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元管理し、運用しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
①執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。 ②業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。 ③経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成するなどの方法で、取締役の効率的な職務執行を支援する。 ④取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。 ⑤職務の執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施する。	①執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。 ②基本方針に基づき業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備しています。 ③経営に係る重要事項に関し適切かつ迅速な意思決定ができるよう、定例で執行を掌る取締役、執行役員等を構成員とする経営会議を組成しています。2024年度は、主要事業セグメントにおける戦略・事業上の方針、重大インシデント対応等、経営上重要な討議等を行いました。 ④取締役については、年度の全社目標を明確化するとともに、その達成度と報酬を連動させることで、取締役のリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すインセンティブとしています。また、執行役員その他社員についても、全社の目標を踏まえた各組織・個人としての目標を設定し、評価する制度を導入しています。 ⑤内部監査部門は、当社事業に関するリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて監査計画を策定しています。監査計画においては、事業環境および自社の動向に応じて各リスク対策の重要度、優先度の適正を定期的に見直しています。監査実施後は経営、監査対象部門、その関連部門等に速やかに結果を報告し、指摘事項等の改善を求め、その後も改善状況を継続的に確認しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
①親会社等からの独立性を確保するための体制 (a) 当社の親会社等との取引は、当該取引の必要性および取引条件の公正性を確認した上でその実施を判断する。実施の判断に際しては、当社への影響が軽微なものを除き、事前に独立社外取締役による確認を受けることとする。	①親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止等を、社内規程で明確に定めています。 ソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク(株)、Aホールディングス(株)、NAVER Corporation等の関連当事者およびその子会社との取引（以下「関連当事者取引」という。）のうち、取引金額が一定額を超える案件については、事前に独立社外取締役から構成されるガバナンス委員会で、公正性、経済合理性および適法性の観点から審議を行っています。2024年度は、同委員会を21回開催し、取引金額が一定額を超える関連当事者取引等について審議したほか、関連当事者および上場子会社の社外取締役との意見交換を行うなど、当社の取引および事業運営の適正性を確保しています。また、ガバナンス委員会への付議対象外の関連当事者取引についても、ガバナンス担当部門が確認を行い、一定の条件に該当する取引は、ガバナンス委員会から授権された常勤監査等委員である独立社外取締役が、同様の視点に基づいて事前確認を実施しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 (a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場会社などの一部の子会社を除いては、子会社における重要な事項について、当社の事前の承認または当社への報告を求めることとする。 (b) 関係会社管理に関する社内規程において、これらの対応を求める子会社とその対応の具体的な内容を明確化するとともに、その実効性を高めるため、対象となる子会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し（または当該子会社に出資する子会社をして当該協定書を締結させ）、子会社に対応を義務付けることとする。 ③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととする。また、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めること、監査の実効性を確保する。 (b) 関係会社管理に関する社内規程等において、当社における各子会社の所管部門を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ管理の担当部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。	②上場会社等の一部を除き、当社が直接出資している子会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。 また、当社が間接的に出資している子会社については、当社が直接出資している子会社を通じて、直接出資している子会社との間で同様の「会社運営に関する協定書」の締結を要求したうえで、一部の重要な事項については、直接当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。 以上の仕組みおよび子会社の具体的な対応事項について、関係会社管理規程において明確に定めています。 ③(a) 内部監査部門は、子会社の業務全般に関する内部監査を実施する旨の内部監査規程を策定し、同規程に基づき連結子会社における統制の実効性維持を、直接または当社が直接出資している子会社を通じて継続的に支援・管理しています。また、子会社との「会社運営に関する協定書」においても、当社が必要と判断した場合に業務、会計およびシステムに関する監査を受け入れ、その実施に必要な協力を行う旨を定めています。 (b) 関係会社管理規程等において、当社における各子会社の所管部門を明確にするとともに、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応に関する支援等を行うこと、ならびに当社のグループ管理の担当部門である投資管理担当部門およびコーポレートガバナンス担当部門が、必要に応じてこれらの取組みを支援することを定めています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
(c) 子会社に事故その他のグループ経営に影響を与えるような事象が発生した場合、子会社から当社のリスクマネジメント担当部門に当該事故等について報告をさせることを、会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社のリスクマネジメント担当部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。 ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (a) 子会社との間で相互に緊密な連携を取りつつ、各子会社が自律的に業務の適正を確保する体制を整備する。 (b) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。 (c) 子会社の規模や業態等に応じて当社グループ共通で使用できる各種システム等を導入する。 (d) 子会社の資金の調達および運用について、当社の財務の統括部門が指導、支援または助言を行う。	(c) 「会社運営に関する協定書」において、グループ経営に影響を与える重大インシデントが発生した場合のリスクマネジメント部門への報告を定めています。また、リスクマネジメント部門において、インシデント報告運用の実現のため、「LINEヤフーグループ重大インシデント報告ガイドライン」を作成し、子会社で発生した重大インシデントが速やかに当社に報告される体制を整備するとともに、当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。 ④ 当社における子会社の所管部門と子会社との間で定期的に情報の連携を図りながら、子会社の経営方針、中長期経営計画の策定等について、所管部門を通じて、必要な指導、支援または助言を行っています。また、会計管理システム等、当社グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。さらに、期中および期末において、当社財務部門から子会社に対し金融機関との取引を含めた資金の調達および運用状況を確認するとともに、必要に応じて融資を含めた支援等も行っています。これらにより各子会社における自律的かつ適正な業務運用を確保し、子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (a) 当社グループの行動規範を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。 (b) 各関係会社間において行われる取引および各関係会社における業務に係る法令遵守および業務の適正性・効率性の確保のため当社と親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程を定める。 (c) コンプライアンス部門は、当社グループにおけるコンプライアンス体制を推進するため、子会社のコンプライアンス責任者が参加する会議を設置し、コンプライアンス担当者間において情報交換および意見交換等を行える場を確保する。 (d) 当社グループごとに当社の採用する内部統制システムに整合する形で内部統制環境を整備するよう当社の各所管部門が指導する。 (e) 子会社の取締役等および使用人も、コンプライアンス違反またはその恐れが発生時には、当社の内部通報制度を利用して直接通報できる体制を採る。	⑤ 子会社との取引について、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止等を社内規程で明確に定めることで、子会社との取引における法令遵守の確保および業務の適正性等を図っています。 また、年1回、子会社のコンプライアンス責任者および担当者が集まり情報交換を行うグループコンプライアンス年次会議を実施しています。2024年7月に実施した同会議には33社62名が集まり当社グループのコンプライアンス体制に関する状況や施策について共有したほか、子会社におけるコンプライアンス領域の取組みの紹介や意見交換を行いました。 さらに、随時、当社のグループコンプライアンス担当者が子会社のコンプライアンス責任者および担当者と個別面談を実施し、各社における状況を把握した上で、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化のための連携を図っています。 子会社においてコンプライアンス違反が発生した場合には、直接当社の通報窓口に通報できる体制を整備しています。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項	
① 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社グループの業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。	①② 監査職務を支援する監査等委員室を設置し、当社およびグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を5名配属しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
②監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。	

7. 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

①前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。	①監査等委員会の補助使用人に対する指揮・命令・人事評価は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に留意し監査等委員の同意の上行うものとし、また当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとしています。
---	---

8. 監査等委員会の第六項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。	①監査等委員の監査体制の確保に関する規程を定め、監査等委員会による監査および監査等委員室への指示の実効性を確保しています。
--	---

9. 監査等委員会への報告に関する体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。 (a) 当社グループに関する重要事項 (b) 内部統制システムの整備・運用の状況 (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項 (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項 (e) 当社グループの内部監査の状況 (f) 重要案件の審議内容 (g) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況および結果	①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人は、当社グループに関する重要事項、内部統制システムの状況、セキュリティの状況、ERM活動の状況、コンプライアンスの状況、内部監査の状況、その他監査等委員会から報告を求められた事項について、監査等委員会または監査等委員へ報告を行っています。また、監査等の観点から重要な案件についても、遅滞なく（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）報告を実施しています。
---	--

内部統制基本方針	運用状況の概要
(h) 当社グループにおけるリスク管理に係る重要な事項 (i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用および内部通報状況等 (j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項 ②最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うこととする。	②最高財務責任者および法務部門責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的な会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。

10. 内部通報制度を利用した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報制度を使って通報をした者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。	①内部通報規程において、通報したことや通報案件の調査に協力をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、不利益な取扱いがあった場合における申告の方法や懲戒処分の実施について明記しています。また、調査終了後においても通報者および調査協力者に対する不利益な取扱いの有無を確認しています。
--	--

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。	①②監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払を行っています。また、監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。
---	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
②監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。	

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会または監査等委員は、必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。 ②監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。 ③常勤の監査等委員を、リスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議・決定する機構の構成員および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の参加者とする。	①②③監査等委員に対し、当社の重要な意思決定に関わる経営会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員は、リスクマネジメント委員会およびコンプライアンス委員会に出席し、担当部門から直接報告を受けています。 さらに、監査等委員会は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、内部監査部門から監査結果の報告を受けるなど、連携して監査を進めています。 また、監査等委員会は、重要な子会社のCEOおよび監査役との定期的な会合を設け継続的に連携を図ることで、当社グループにおける監査の実効性を確保しています。
---	--

（注）上記の内部統制基本方針は、2025年3月31日現在のものを記載しています。

第 30 期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

附属明細書 (事業報告関係)

LINE ヤフー株式会社

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との重要な兼職の状況

事業報告 3. 会社役員に関する事項 1. 取締役の氏名等に記載のとおりです。

第 30 期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

計算書類

LINE ヤフー株式会社

計算書類

貸借対照表

	(単位：百万円)	
	(ご参考)	
	第30期	第29期
	2025年3月31日現在	2024年3月31日現在
資産の部		
流動資産	626,751	688,279
現金及び預金	277,250	334,507
売掛金	109,998	114,134
前払費用	17,741	14,924
未収入金	164,815	161,500
関係会社短期貸付金	35,116	50,280
その他	24,706	17,110
貸倒引当金	△2,875	△4,177
固定資産	3,159,598	3,231,123
有形固定資産	175,999	164,144
建物	50,857	37,361
機械及び装置	30,011	20,722
工具、器具及び備品	92,786	103,281
土地	1,068	1,068
その他	1,275	1,711
無形固定資産	1,296,629	1,376,102
のれん	804,189	854,714
商標権	203,548	236,517
ソフトウェア	87,845	79,273
ソフトウェア仮勘定	23,541	14,422
顧客基盤	177,281	190,767
その他	224	407
投資その他の資産	1,686,969	1,690,875
投資有価証券	14,056	14,009
関係会社株式	1,529,805	1,546,268
その他の関係会社有価証券	87,261	55,683
関係会社長期貸付金	36,284	66,900
長期前払費用	4,517	3,909
繰延税金資産	8,683	—
その他	9,284	6,586
貸倒引当金	△2,923	△2,480
資産合計	3,786,349	3,919,402
負債の部		
流動負債	824,336	810,592
買掛金	31,214	31,396
短期借入金	89,580	155,040
1年内返済予定の長期借入金	77,775	81,437
リース債務	23,468	16,871
未払金	244,773	257,340
未払費用	3,985	4,270
未払法人税等	19,671	6,227
契約負債	41,332	41,625
預り金	158,457	106,915
リース引当金	3,366	3,184
資産除去債務	47	2,529
その他	130,662	103,753
固定負債	761,198	761,374
社債	375,000	395,000
長期借入金	313,504	305,800
リース債務	54,519	35,369
繰延税金負債	—	3,567
リース引当金	5,513	8,621
資産除去債務	6,743	6,939
その他	5,917	6,076
負債合計	1,585,535	1,571,966
純資産の部		
株主資本	2,148,290	2,295,724
資本金	250,128	248,144
資本剰余金	1,819,405	2,023,544
資本準備金	245,209	243,225
その他資本剰余金	1,574,195	1,780,319
利益剰余金	90,461	94,072
利益準備金	27	27
その他利益剰余金	90,434	94,045
繰越利益剰余金	90,434	94,045
自己株式	△11,704	△70,037
評価・換算差額等	12,045	14,116
その他有価証券評価差額金	12,045	14,116
新株予約権	40,477	37,593
純資産合計	2,200,814	2,347,435
負債純資産合計	3,786,349	3,919,402

(注) 第29期はご参考(監査対象外)です。

損益計算書

(単位：百万円)

〈ご参考〉

	第30期 自 2024年4月 1 日 至 2025年3月 31 日	第29期 自 2023年4月 1 日 至 2024年3月 31 日
売上高	763,188	376,684
営業収益	—	1,485
関係会社受取配当金	—	788
その他の営業収益	—	696
売上原価	155,632	77,921
売上総利益	607,556	300,248
販売費及び一般管理費	580,857	292,762
営業費用	—	13,118
営業利益又は営業損失(△)	26,698	△5,633
営業外収益	53,735	97,304
受取配当金	44,482	91,394
受取利息	890	3,011
その他	8,362	2,898
営業外費用	14,680	13,403
支払利息	7,317	5,415
社債利息	2,515	2,310
支払手数料	2,201	2,168
貸倒引当金繰入額	26	2,008
その他	2,619	1,501
経常利益	65,753	78,268
特別利益	3,582	985
投資有価証券売却益	2,384	985
抱合せ株式消滅差益	868	—
その他	329	—
特別損失	17,211	123,429
減損損失	7,154	4,660
投資有価証券評価損	833	192
関係会社株式評価損	5,580	30,644
抱合せ株式消滅差損	—	72,368
リース引当金繰入額	544	11,805
その他	3,098	3,758
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	52,123	△44,176
法人税、住民税及び事業税	25,209	4,428
法人税等調整額	△11,363	△59,916
法人税等合計	13,846	△55,488
当期純利益	38,277	11,311

(注) 第29期はご参考(監査対象外)です。

株主資本等変動計算書(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日	248,144	243,225	1,780,319	2,023,544
当期変動額				
新株の発行	1,983	1,983		1,983
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△105	△105
自己株式の消却			△206,018	△206,018
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	1,983	1,983	△206,123	△204,139
2025年3月31日	250,128	245,209	1,574,195	1,819,405

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年4月1日	27	94,045	94,072	△70,037	2,295,724
当期変動額					
新株の発行					3,967
剰余金の配当		△41,888	△41,888		△41,888
当期純利益		38,277	38,277		38,277
自己株式の取得				△150,000	△150,000
自己株式の処分				2,314	2,209
自己株式の消却				206,018	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△3,611	△3,611	58,332	△147,434
2025年3月31日	27	90,434	90,461	△11,704	2,148,290

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2024年4月1日	14,116	14,116	37,593	2,347,435
当期変動額				
新株の発行				3,967
剰余金の配当				△41,888
当期純利益				38,277
自己株式の取得				△150,000
自己株式の処分				2,209
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,070	△2,070	2,883	812
当期変動額合計	△2,070	△2,070	2,883	△146,621
2025年3月31日	12,045	12,045	40,477	2,200,814

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券
……………償却原価法
- ② 子会社株式および関連会社株式
……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。投資事業組合出資金のうち、関係会社に該当するものについては、「その他の関係会社有価証券」に計上しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ……………定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物…10～38年
機械及び装置…9～15年
工具、器具及び備品…4～7年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ……………定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
のれん…20年
商標権…10年
自社利用のソフトウェア…5～10年(社内における利用可能期間)
顧客基盤…12～18年

個別注記表

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) リース引当金 … オペレーティング・リースとして会計処理している賃借物件に係る将来支払リース料のうち、使用方法の変更により将来の損失となることが見込まれる金額を引当金として計上しています。

4. 外貨換算

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5. 収益および費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社における主要な収益の計上基準は、以下のとおりです。

(1) 検索広告

検索広告は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品です。「Yahoo! JAPAN」等で検索をした際、その検索キーワードに応じて検索結果ページに表示され、掲載された広告がクリックされた場合に課金されます。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務となります。検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

(2) アカウント広告

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。LINE公式アカウントは、企業等の広告主が、当該広告主を「友だち」として追加したLINEユーザーに直接メッセージを送信することができるサービスです。LINE公式アカウントを契約期間にわたり維持するとともに、広告主がいつでもLINEユーザーにメッセージを送信できるようにすることが履行義務となります。そのため、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。LINEスポンサードスタンプは、LINE公式アカウントの広告主が、無料でダウンロードすることができるLINEスポンサードスタンプをLINEユーザーに提供することができるサービスです。契約期間にわたりユーザーが望むときにいつでもスポンサードスタンプを利用できるようにすることが広告主に対する履行義務となります。そのため、契約期間にわたり収益を認識しています。

(3) ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告(予約型)およびディスプレイ広告(運用型)からなります。ディスプレイ広告(予約型)は、「ブランドパネル」や「プライムディスプレイ」等、「Yahoo! JAPAN」の各種プロパティ内に表示され、画像や映像等を用いた多彩な広告表現が可能な広告商品です。主な顧客は広告主および広告代理店です。ビューアブルインプレッション購入型、枠購入型、時間帯ジャック購入型の期間販売で、契約に則して掲載することが履行義務となります。ディスプレイ広告(予約型)は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

ディスプレイ広告(運用型)は、主にYahoo!広告およびLINE VOOM、LINE NEWSから構成されます。Yahoo!広告は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品であり、ターゲット条件を設定し、条件に一致するユーザーが閲覧している「Yahoo! JAPAN」や提携サイトに広告配信を行います。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務となります。Yahoo!広告は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。LINE VOOM、LINE NEWSに掲載される広告は、インプレッション、ビュー、クリック等の特定のアクションを基に対価を受領します。随時ユーザーに対して広告を表示することが履行義務となり、契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しています。

(4) Yahoo!オークション

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

(5) LYPプレミアム

個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「LYPプレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

Ⅱ 表示方法の変更に係る注記

(損益計算書関係)

前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた減損損失は、重要性が増したため、当事業年度より特別損失の「減損損失」として掲記しています。

なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる減損損失の金額は4,660百万円です。

Ⅲ 会計上の見積りに係る注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表に計上した項目であって、翌事業年度に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

関係会社株式の減損に係る見積り

(1) 当事業年度に計上した金額

関係会社株式	1,529,805百万円
その他の関係会社有価証券	87,261百万円
関係会社株式評価損	5,580百万円

(2) 当事業年度に計上した金額の算出方法

関係会社株式およびその他の関係会社有価証券（以下、「関係会社株式等」という。）は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式等の時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また、市場価格のない株式等である関係会社株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保付債務

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 担保付債務

該当事項はありません。

なお、資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として、現金1,442百万円を供託しています。また、当該発行保証金については、上記供託資産以外に金融機関との間で資金決済に関する法律第15条第1項に基づく発行保証金保全契約(契約金額10,000百万円)を締結しています。

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	159,931百万円
----------------	------------

3. 保証債務

以下の会社の営業債務に対し、次のとおり債務保証を行っています。

LINE Pay(株)	22,000百万円
LINE FRIENDS INC.	3,158百万円
LINE証券(株)	4,900百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	175,322百万円
短期金銭債務	156,875百万円

5. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	54,880百万円
貸出実行残高	13,400百万円
差引額	41,480百万円

6. 財務制限条項

当社の長期借入金(1年内返済予定を含む。)の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の指定国際会計基準の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の指定国際会計基準の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社の指定国際会計基準の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ(a)が一定の数値以下であること。(ただし金融子会社については計算から除外)

(a) ネットレバレッジ・レシオ＝ネットデット(b)÷調整後EBITDA(c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、金融子会社の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(c) 調整後EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	79,086百万円
売上原価	51,503百万円
販売費及び一般管理費	56,176百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	50,046百万円
営業外費用	1,433百万円
資産の購入高	3,216百万円
資産の売却高	224百万円

2. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費	25,851百万円
-----------------	-----------

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	28,775,073株
------	-------------

当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式28,167,999株が含まれています。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	58,661百万円
投資有価証券評価損	29,128
株式報酬費用	13,266
前受金および前受収益	9,313
未払金および未払費用	7,524
リース引当金	2,768
貸倒引当金繰入超過額	1,836
その他	4,495
繰延税金資産合計	126,994
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,650
繰延税金資産合計	100,344
繰延税金負債	
無形固定資産	△85,474
その他有価証券評価差額金	△5,204
その他	△982
繰延税金負債合計	△91,660
繰延税金資産(△負債)の純額	8,683

(注) 当事業年度においては、評価性引当額が7,243百万円減少しています。主な内訳は、株式の売却に伴う投資有価証券評価損に係る一時差異の減少等により評価性引当額が7,182百万円減少したことによるものです。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	Aホールディングス(株)	東京都港区	100	持株会社	被所有62.5%	自己株式の取得	自己株式の取得(注1)	149,953	—	—

(注1) 2024年8月2日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付の方法により、当社普通株式386,475,800株を1株あたり388円で取得しています。なお、1株あたりの買付価格は、2024年8月1日の終値が367円、2024年8月1日を基準日とする1ヶ月の終値単純平均値が388円であることから、相対的に高い価格である2024年8月1日を基準日とする1ヶ月の終値単純平均値である388円を公開買付価格として決定しています。

2. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay(株)	東京都新宿区	91,433	モバイルペイメント等 電子決済サービスの開発・提供	所有 直接5.9% 間接57.9%	役員の兼任 決済事業の提携 役務の受入	ユーザーのPayPay利用(キャンセル、手数料相殺)(注1)	973,531	未収入金	78,059
							ユーザーへのPayPay付与(ヤフオク売上金、キャンペーン等)	232,878		

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay カード(株)	東京都 新宿区	100	クレジット カード事業	所有 間接100%	役務の受入	カード決済 による未収 入金の回収 (注2)	847,119	未収入金	73,624
子会社	Zホール ディングス 中間(株)	東京都 千代田区	1	持株会社	所有 直接100%	資金の預り	資金の預り (注3)	81,300	預り金	108,775
							配当金の 受取	40,005	—	—

(注1) ユーザーのPayPay利用に係る手数料は、市場価格および委託内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

(注2) カード決済による未収入金の回収に係る手数料は、市場価格および委託内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

(注3) 資金の預りについては、市場金利を勘案して決定しています。

3. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の役員および その近親者が議決権 の過半数を所有して いる会社等	(株)コーエーテックモ ゲームス (注1)	—	コンテンツ の配信	コンテンツ プロバイダー への手数料 (注2)	191	未払金	63

(注1) 当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)の取締役襟川恵子氏およびその近親者が議決権等の過半数を所有しています。

(注2) 取引条件は、市場価格および役務提供内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

IX 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	303円19銭
1 株当たり当期純利益	5円24銭

X 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得および消却)

連結注記表の「X 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

XII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じた主たる収益については、「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

XIII 追加情報

(役員報酬BIP信託)

(1) 制度の概要

本制度は、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした取締役等に対するインセンティブプランであり、株式交付信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を役員等に応じて、交付および給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額は223百万円で、株式数は461,950株です。

(株式付与ESOP信託)

(1) 制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型の従業員インセンティブプランであり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額は2,662百万円で、株式数は5,500,894株です。

(株式給付信託(J-ESOP))

(1) 制度の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額は10,749百万円で、株式数は22,205,155株です。

第30期

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

附属明細書 (計算書類関係)

LINEヤフー株式会社

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	百万円 37,361	百万円 21,057	百万円 3,033 (1,010) [1,903]	百万円 4,527	百万円 50,857	百万円 24,366	百万円 75,223
	機械及び装置	20,722	14,016	2,248 (245) [1,956]	2,479	30,011	16,053	46,064
	工具、器具及び備品	103,281	24,018	8,574 (5,487)	25,939	92,786	118,601	211,388
	土地	1,068	-	-	-	1,068	-	1,068
	その他	1,711	362	687 [139]	111	1,275	910	2,186
	計	164,144	59,455	14,544	33,057	175,999	159,931	335,931
無形 固定 資産	のれん	854,714	-	-	50,524	804,189	-	-
	商標権	236,517	-	-	32,969	203,548		
	ソフトウェア	79,273	38,067	870 (377)	28,625	87,845		
	ソフトウェア仮勘定	14,422	46,482	37,363 (34)	-	23,541		
	顧客基盤	190,767	-	-	13,485	177,281		
	その他	407	-	-	183	224		
	計	1,376,102	84,550	38,233	125,789	1,296,629		

(注) 1 当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。

ソフトウェア

ソフトウェアリリースにともなう仮勘定からの振替 37,435百万円

ソフトウェア仮勘定

メディア事業 19,915百万円

コマース事業 11,338百万円

2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

3 「当期減少額」欄の[]は内数で、前年度取得資産に対する補助金による圧縮記帳額です。

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	6,658	755	1,614	5,799
リ ー ス 引 当 金	11,805	2,113	5,039	8,879

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
株式報酬費用	5,757
給料及び手当	56,889
業務委託費	65,854
販売促進費	110,127
減価償却費	144,196
租税公課	6,824
その他	191,207
合計	580,857

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

LINEヤフー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 健 介
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 雄 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、LINEヤフー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、LINEヤフー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

LINEヤフー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 健 介
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 雄 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINEヤフー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

LINEヤフー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	臼見好生	㊟
監査等委員	蓮見麻衣子	㊟
監査等委員	國廣正	㊟
監査等委員	高橋祐子	㊟

(注) 常勤監査等委員臼見好生、監査等委員蓮見麻衣子、國廣正及び高橋祐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

別紙3（吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

第 6 期

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月 31 日

計 算 書 類

Zフィナンシャル株式会社

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	3,562	流 動 負 債	112
現 金 及 び 預 金	3,494	未 払 金	56
未 収 還 付 法 人 税 等	0	未 払 法 人 税 等	3
そ の 他	67	そ の 他	52
固 定 資 産	129,000	固 定 負 債	1
有 形 固 定 資 産	0	長 期 未 払 費 用	1
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	113
投 資 そ の 他 の 資 産	129,000	【純資産の部】	
関 係 会 社 株 式	127,296	株 主 資 本	132,448
繰 延 税 金 資 産	1,704	資 本 金	39,779
		資 本 剰 余 金	65,080
		資 本 準 備 金	39,779
		そ の 他 資 本 剰 余 金	25,301
		利 益 剰 余 金	27,588
		そ の 他 利 益 剰 余 金	27,588
		繰 越 利 益 剰 余 金	27,588
		純 資 産 合 計	132,448
資 産 合 計	132,562	負 債 純 資 産 合 計	132,562

損益計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			2,156
営 業 費 用			895
営 業 利 益			1,261
営 業 外 収 益			
デ ー タ 保 管 受 託 料	44		
そ の 他	11		56
営 業 外 費 用			
証 券 事 業 移 管 費 用	1,058		1,058
経 常 利 益			258
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	427		427
税 引 前 当 期 純 損 失			168
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3		
法 人 税 等 調 整 額	△1,704		△1,700
当 期 純 利 益			1,531

株主資本等変動計算書

（ 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 ）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計
2024年4月1日	36,604	36,604	25,301	61,905
当期変動額				
新株の発行	3,175	3,175		3,175
当期純利益				
当期変動額合計	3,175	3,175		3,175
2025年3月31日	39,779	39,779	25,301	65,080

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
2024年4月1日	26, 057	26, 057	124, 567	124, 567
当期変動額				
新株の発行			6, 350	6, 350
当期純利益	1, 531	1, 531	1, 531	1, 531
当期変動額合計	1, 531	1, 531	7, 881	7, 881
2025年3月31日	27, 588	27, 588	132, 448	132, 448

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産… 定額法

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益である配当収益を、配当を受ける決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。

II 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類等に計上した金額

関係会社株式 127,296百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

市場価格のない関係会社株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理をしています。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した計算書類等を基礎に算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は実質価額の回復可能性であり、回復可能性の判断については、事業計画等に基づき検討しています。事業計画には、市場動向等の外部要因に関する情報や事業の成長性等を考慮して見積られた売上高やキャッシュ・フロー等の一定の仮定が含まれます。

③ 翌事業年度に係る計算書類等に及ぼす影響

当該見積りは、将来の不確実な経営環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度以降の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2百万円
----------------	------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	13百万円
短期金銭債務	35百万円
長期金銭債務	1百万円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,156百万円
営業費用	399百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益

46百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式

1,591,172株

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債務である未払金・未払法人税等は、そのすべてが1年以内の支払期日の債務であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未払金並びに未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注) 市場価格のない株式

貸借対照表に計上されている関係会社株式127,296百万円は市場価格のない株式であり、金融商品の時価等の開示に関する適用指針（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき従って時価の注記を行っておりません。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損 10,068百万円

投資有価証券取得額調整 333

税務上の繰越欠損金 1,688

未払費用 14

その他 1

繰延税金資産小計 12,107

将来減算一時差異等に係る評価性引当額 △10,402

繰延税金資産合計 1,704

VIII 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	LINE ヤフー 株	東京都 千代田区	250,128	インターネット サービスの 提供	(100.0%)	出資の受入 役員の兼任 人員の出向 役務の受入	新株の発行 人員の出向/受入 業務の委託 賃借料等の支払	6,350 404 42 52	未収入金 未払金	0 32

※新株の発行は、当社の普通株式127,000株を親会社が1株につき50,000円で引き受けたものになります。

※各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay銀行 株	東京都 新宿区	72,216	銀行業	46.58%	出資 役員の兼任	配当金の受取	2,146	未収入金 未払金	4 0

※各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 83,239円64銭

1株当たり当期純利益 990円27銭

X 重要な後発事象に関する注記

(PayPay銀行株式会社の株式譲渡)

当社は、2024年12月17日開催の取締役会において、当社が保有するPayPay銀行株式会社（以下PayPay銀行）の普通株式およびA種優先株式の全株式をPayPay株式会社（以下PayPay）に譲渡することを決議しました。これに基づき、PayPayは2025年3月に関係当局の許認可の取得手続きを完了し、2025年4月11日に株式売却の手続きが完了しました。

（1）株式売却の目的

LINEヤフー株式会社（以下、LINEヤフー）グループ全体の成長に加え、PayPayとの各種施策連携によるシナジーにより、PayPay銀行の成長や価値最大化が見込まれることから、当社が保有するPayPay銀行の普通株式およびA種優先株式をPayPayに譲渡することとしました。

（2）株式譲渡の相手先の名称

・PayPay株式会社

（3）譲渡する会社の名称、事業内容、規模

① 名称：PayPay銀行株式会社

② 事業内容：銀行業

③ 資本金：72,216百万円

（4）株式売却の時期

2025年4月11日

（5）売却する株式の数および売却価額

① 売却株式数：

普通株式 354,000株、A種優先株式883,000株

② 売却価額：117,000百万円

(親会社との吸収合併)

当社は、2025年5月16日開催の取締役会において、当社の親会社であるLINEヤフー株式会社（以下、LINEヤフー）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議しました。

(1) 合併の目的

当社の親会社であるLINEヤフーのグループ内資源の最適化を図ることを目的として、本合併を行うこととしました。

(2) 結合企業の名称およびその事業の内容

結合企業の名称：LINEヤフー株式会社

事業の内容：インターネット広告事業、イーコマース事業及び会員サービス事業など

(3) 企業結合日

2025年8月1日(予定)

第 6 期

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月 31 日

附 属 明 細 書 (計算書類関係)

Zフィナンシャル株式会社

1. 有形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増 加 額	当期 減 少 額	当期 償 却 額	期末 帳簿価額	減価償却 累計 額	期末 取得原価
有固 定 資 産 形 産		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	工具、器具及び備品	0	—	—	0	—	2	2
	計	0	—	—	0	—	2	2

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
役員報酬	63
給与手当	330
賞与	99
業務委託費	108
賃借料	52
支払報酬	64
ライセンス料	48
その他	128
合計	895

第 6 期 事業報告

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

Z フィナンシャル株式会社

1. 会社の現況に関する事項

当社は、2019年5月10日に「紀尾井町金融分割準備株式会社」として設立され、同年10月1日に「Z フィナンシャル株式会社」へ商号変更し、以後 LINE ヤフーグループの国内金融事業会社を傘下に持つ金融中間持株会社としての業務を開始いたしました。

今期、事業の再編においては、LINE 証券株式会社について、同社の株式を野村ホールディングス株式会社から譲受け、2024年8月に完全子会社化しました。また、2024年10月に PayPay アセットマネジメント株式会社について、JV パートナーであるアセットマネジメント One 株式会社と 2025年9月末を目処に事業を終了する方針について合意し公表しました。さらに、2024年12月には PayPay 銀行株式会社の全株式を PayPay 株式会社の当局からの認可を前提として、同社に譲渡する株式譲渡契約を締結しました^{※1}。あわせて、当社の親会社である LINE ヤフー株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併を行う方針を決議^{※2}しております。また、2025年3月には LINE Credit 株式会社が株式会社 J.Score からレンディング事業を吸収分割により継承しております。

2024年8月には LINE ヤフー株式会社から、資本増強を目的とした第三者割当による増資を受けております。また、2024年5月および2024年10月には PayPay アセットマネジメント株式会社の第三者割当増資を引き受けました。

事業管理面においては、PayPay 銀行株式会社における高金利施策等の各種施策や、LINE credit 株式会社における残高積上げにより黒字化が達成されるなど、各社とともに事業推進を図るとともに、コンプライアンス・リスク管理を進めてまいりました。

これらの結果、第6期の経常利益は258百万円、当期純利益は1,531百万円となりました。

※¹2025年4月11日に当社保有の PayPay 銀行株式は PayPay 株式会社へ譲渡しております。

※²2025年5月16日に、LINE ヤフー株式会社を存続会社、当社を消滅会社として吸収合併することで8月1日を効力発生日とする吸収合併契約を5月30日付で締結することを決議しております。

2025年3月31日時点における、当社の連結子会社は次のとおりです。

PayPay 銀行株式会社（銀行業）

PayPay アセットマネジメント株式会社（金融商品取引業）

PayPay 保険サービス株式会社（損害保険代理業務・生命保険募集に関する業務）

LINE Credit（個人向けスコアリング、個人向け無担保ローンサービスの提供・運営）

LINE 証券株式会社（金融商品取引業）

2. 役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等は以下のとおりです。

会社における 地位	氏名	重要な兼職の状況 ^{※1}
代表取締役	小笠原 真吾	LINE ヤフー(株) 金融事業本部長 LINE Credit(株) 取締役 PayPay 銀行(株) 取締役 PayPay アセットマネジメント(株) 取締役
取締役 ^{※2}	甲高 守	PayPay 銀行(株) 取締役副社長
取締役	出澤 剛	LINE ヤフー(株) 代表取締役社長 CEO (最高経営責任者) PayPay(株) 取締役
取締役	坂上 亮介	LINE ヤフー(株) 上級執行役員 CFO (最高財務責任者) Z ホールディングス中間(株) 代表取締役 LINE Plus Corporation 取締役 Z 中間グローバル(株) 代表取締役 (株)出前館 取締役
取締役	中山 一郎	PayPay(株) 代表取締役社長執行役員 CEO 福岡ソフトバンクホークス(株) 取締役 PayPay 銀行(株) 取締役 PayPay SC 株式会社 代表取締役
監査役 (常勤)	杉中 健二	LINE ヤフー(株) 内部監査室
監査役	瀬越 俊哉	LINE ヤフー(株) 監査等委員付 シニアアドバイザー
監査役 (社外)	太田 洋	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 社団法人日本経済団体連合会 顧問弁護士 一般社団法人日本取締役協会 幹事 公益財団法人ロッテ財団 評議員 日本取締役協会 コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー委員会 委員 金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー 日本化薬(株) 社外取締役 (株)リコー 社外監査役 (株)ストラテジー・アドバイザーズ 社外取締役
監査役	梅澤 拓	長島・大野・常松法律事務所パートナー

(社外)		日本証券業協会 外務員等資格試験委員会委員 公益財団法人絹谷幸二美術財団監事
------	--	---

※1 期中に退任した場合は記載を省略しております。

※2 取締役 甲高 守は 2025 年 3 月 31 日付で辞任しております。

3. 従業員に関する事項

従業員数 116 名

注) 従業員数は、就業人員数であり、他社から当社への出向者（主務出向者 25 名、兼務出向者 81 名）を含んだものです。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

5-1. 決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類及び伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定めたくえで保管し、いつでも取締役が閲覧できることとする。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。
- ② 大規模災害等の危機事象が発生した場合を想定した事業継続のため、危機管理に関する規程を作成する。
- ③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告手順を整備し、素早く報告、対応及び再発防止等がなされることとする。

- ④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、ISMS の運用を継続し、情報セキュリティの強化に努める。
 - ⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。
 - ⑥ 情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。
 - ⑦ 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、リスク管理に関する当社の内部管理態勢等を監査し、監査結果について取締役会に報告する。
- (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にする社内規程を整備する。
 - ② 原則毎月 1 回以上取締役会を開催し、さらに経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成し、取締役の効率的な職務執行を支援する。
 - ③ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行う。
- (4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め全使用人に周知する。
 - ② リスク・コンプライアンス統括部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、コンプライアンスの状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に定期的に報告する。
 - ③ 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、法令等遵守を含む当社の内部管理態勢等を監査し、監査結果について取締役会に報告する。
 - ④ 内部通報に関する社内規程を定め、代表取締役、他の取締役又は常勤の監査役等が通報者から直接報告・通報を受けること、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努める。報告・通報を受けた場合、内部監査部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施する。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告することとする。
 - ⑤ リスク・コンプライアンス統括部門、内部監査部門及び監査役は、日頃から連携し、リスク・コンプライアンス統括部門は、セミナーの実施等、社内の啓発活動を実施する。
 - ⑥ 使用人の法令・定款違反については人事部門又は法務部門を所管する部門長等から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については各部の部門長等から監査役に報告のうえ、監査役において必要な措置等を行う。

- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場をしていない子会社との間では、関係会社管理に関する社内規程に基づき、会社運営に関する協定書を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認若しくは事前協議又は当社への報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク・コンプライアンス統括部門が子会社のリスクの認識、評価、分析及び対応について、指導、支援又は助言を行う。
 - ロ. 子会社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。
 - ハ. 子会社においてリスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、当社の事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告手順を整備し、素早く報告、対応及び再発防止等がなされることとする。また、子会社から当社の所管部門に当該事故等について報告をさせることを、子会社と締結する会社運営に関する協定書の中で定め、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有する。
 - ニ. リスク・コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のリスク管理の担当者と適宜意見交換等を行う。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定等について、当社における経営企画部門が指導、支援又は助言を行う。
 - ロ. 経営企画部門の担当者は子会社の経営企画部門の担当者等と適宜意見交換等を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. リスク・コンプライアンス統括部門が子会社のコンプライアンスに関する態勢整備及び運用等について、指導、支援又は助言を行う。
 - ロ. リスク・コンプライアンス統括部門は、利益相反管理、顧客保護、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策その他コンプライアンスに関し当社グループにおいて横断的に態勢等を構築すべき事項について、その整備及び運用等を主導する。
 - ハ. リスク・コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンスの担当者と適宜意見交換等を行う。

- ニ. 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、子会社と締結する会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。
 - ホ. コンプライアンス・ホットラインにおいて、子会社の役職員も社外の弁護士に直接通報できることとする。
 - ⑤ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社の親会社の定める関係会社管理に関する社内規程に基づき、当社の親会社との間で会社運営に関する協定書を締結し、当社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、親会社の所管部門に当該事故等について報告する。
- (6) 監査役の監査に関する体制
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助するため、監査役の求めがあった場合には、当社及び当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。
 - ロ. 監査役が希望する場合には、監査役自ら監査役の職務を補助する者を雇用等することができることとする。
 - ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 前号の使用人への指揮、命令及び人事評価は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動及び懲戒処分は監査役の同意を得ることとする。
 - ③ 監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 専従の使用人が監査役の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
 - ④ 監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、次の事項を報告する。
 - A) 当社グループに関する重要事項
 - B) 内部統制システムの構築・運用の状況
 - C) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
 - D) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項
 - E) 当社グループの内部監査の状況
 - F) 重要案件の審議内容
 - G) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況及び結果
 - H) 当社グループにおける重要性の高いリスクの分析及び評価
 - I) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用及びコンプライアンス・ホットライン通報状況等

- ジ) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ロ. 取締役は、定期的に監査役との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとする。
 - ハ. 当社は、監査役に報告した者に対する不利益な取扱いを禁止するとともに、子会社の監査役に報告した者に対しても不利益な取扱いの禁止を求める。
- ⑤ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行（監査役職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ロ. 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査役職務の執行（監査役職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、必要と認めた場合、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人より報告を受けることができることとする。
 - ロ. 当社の重要な会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査役が希望すれば出席できることとする。
 - ハ. 監査役を、当社グループのリスク管理を統括する会議体及び当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とする。
 - ニ. 監査役は、主要な子会社の監査役等を兼務することができることとし、子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受ける体制をより確実なものとする。

5-2. 体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは、以下のとおりです。

(1) 取締役職務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとする会社の重要な意思決定に係る情報については、社内規程等に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しています。

(2) リスクマネジメント体制に関する取り組み

リスク管理及びコンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、取締役会に付議又は報告を行う会議体としてリスク・コンプライアンス委員会を設置、月次にて定例開催し、当社及び当社グループ

のコンプライアンス管理・リスク管理・情報セキュリティ・危機管理について報告・討議を実施しました。

(3) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、及び当社の主な子会社の取締役を対象に面談を実施しました。

監査役会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。

監査役は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施しました。

(4) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社の方針・規程とマニュアル等に基づき、主に、ハラスメント、著作権、反社会的勢力との関係拒絶、情報セキュリティ、改正金融商品販売法、インサイダー取引防止、犯罪収益移転防止法及び AML 基本方針、危機管理に関する教育・研修を実施しました。

(5) 内部監査の実施について

リスクベースアプローチによる内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の情報セキュリティ管理態勢、業務プロセス、ガバナンス態勢の状況について内部監査を実施しました。

(6) 反社会的勢力排除について

グループ会社を相手方とする契約などの例外的な場合を除き、お取引先様との契約時には、原則としてお取引先様の反社会的勢力該当性を審査しており、契約書等にも反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでおります。そして、従業員に対し、反社会的勢力との関係拒絶、犯罪収益移転防止法及び AML 基本方針に関する各研修を通じて倫理・行動規範の教育をすることで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

(7) 企業集団の業務の適正性確保に関する取組み

新たに子会社となった非上場の会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認又は当社への報告を求めることとしています。

また、内部通報制度に関し、当社グループの役職員は、社内の通報窓口に加えて、社外の弁護士へ直接通報できるようにしています。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

6-1. 個別注記表において注記を要する親会社等との間の取引

親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百 万 円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	LINE ヤフー 株	東京都 千代田区	250,128	インターネット サービスの 提供	(100.0%)	出資の受入 役員の兼任 人員の出向 役務の受入	新株の発行 人員の出向/受入 業務の委託 賃借料等の支払	6,350 404 42 52	未収入金 未払金	0 32

※新株の発行は、当社の普通株式 127,000 株を親会社が 1 株につき 50,000 円で引き受けたものになります。

※各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay銀行 株	東京都 新宿区	72,216	銀行業	46.58%	出資 役員の兼任	配当金の受取	2,146	未収入金 未払金	4 0

※各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

6-2. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、経営管理会社としての業務を開始するに伴い、2019 年 10 月に当社の親会社の子会社であるヤフー株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）との間で、出向契約、人事業務を含む管理業務等の業務委託契約及び本店事務所となる不動産の賃貸借契約等を締結し、当社の業務遂行に必要な不可欠な従業員及び各種設備等の提供を受けています。

当該契約等の締結に際しては、当社の各担当部門等において、法務、経理及び税務上の観点等から契約内容等について審査を行い、当社の利益を害するものではない旨を確認しています。

6-3. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社における前号記載の契約締結及びその決裁等については、取引内容及び金額等を鑑み、職務分掌・権限規程（同別表を含む）及びグループ内取引管理規程（同細則を含む）に基づき、前号記載の点等が当社の各担当部門において十分に審議されていることを確認の上で当該取引等を行うことを決定しています。

6-4. 社外取締役を置く場合において、前号の取締役等の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

当社では社外取締役の要件を充足する取締役を選任しておりません。

以上

事業報告の附属明細書

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

Zフィナンシャル株式会社

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項
該当する事項はございません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 26 日

Z フィナンシャル株式会社 監査役会

常勤監査役 杉中 健二 印

監査役 瀬越 俊哉 印

社外監査役 太田 洋 印

社外監査役 梅澤 拓 印

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 23 日

Z フィナンシャル 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石坂武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、Z フィナンシャル株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

Zフィナンシャル株式会社

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石坂武嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zフィナンシャル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上